

那覇市公報

号外第665号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	1349
○那覇市歴史博物館条例（歴史資料室）	1351
○那覇市障害者介護給付費等審査会条例（障害福祉課）	1356
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（税制課）	1357
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	1358
○那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例（人事課）	1359
○那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例及び那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（区画整理課）	1361
○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1363
○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	1365
○那覇市特別職職員退職手当支給条例及び那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1376
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	1377
○那覇市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（市民活動課）	1379
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（商工振興課）	1381
○那覇市療育センター条例及び那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	1383
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（人事課）	1385
○那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	1415

○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	1416
○那覇市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅室)	1417
○那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	1419
○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	1427
○那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (病院医事課) ・	1431
○那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する等の条例 (福祉政策課) ...	1433
○那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例 (健康推進課)	1434

◇規 則

○那覇市歴史博物館条例施行規則 (歴史資料室)	1436
○那覇市歴史博物館運営審議会規則 (歴史資料室)	1440
○那覇市障害者介護給付費等審査会規則 (障害福祉課)	1442
○那覇市土地利用事業者選定委員会規則 (経営企画室)	1444
○那覇市ぶんかテンプス館運営審議会規則 (商工振興課)	1446
○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (こども課)	1448
○那覇市組織機構改正に伴う関係規則の整理等に関する規則 (経営企画室) ・	1450
○那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則 (経営企画室)	1454
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1459
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人 事課)	1469
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	1490
○那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する 規則 (ちゃーがんじゅう課)	1500
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	1501
○那覇市公印規則の一部を改正する規則 (総務課)	1503

○那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(障害福祉課)	1512
○那覇市介護保険規則の一部を改正する規則(ちゃーがんじゅう課)	1514
○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則(ちゃーがんじゅう課)	1516
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1518
○那覇市波の上ビーチ広場条例等の施行期日を定める規則(公園管理室) ...	1523
○那覇市障害者福祉支援費規則の一部を改正する規則(障害福祉課)	1525
○那覇市歴史博物館条例の施行期日を定める規則(歴史資料室)	1526
○那覇市振興特別プロジェクト検討委員会規則を廃止する規則(商工振興課)	1527
○那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則を廃止する規則(健康推進課)	1528
○那覇市基幹在宅介護支援センター条例施行規則を廃止する規則(ちゃーがんじゅう課)	1529

◇訓 令

○那覇市人事評価規程(人事課)	1531
○那覇市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令(経営企画室) ...	1534
○那覇市事務決済規程の一部を改正する訓令(経営企画室)	1537
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)	1542
○那覇市広報広聴規程を廃止する訓令(秘書広報課)	1543
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令(経営企画室・共同訓令)	1545
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(経営企画室・共同訓令)	1547

◇告 示

- 那覇市首里金城村屋の指定管理者の指定について（都市計画課）……………1548
- 那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について（公園管理室）………1548

◇議 会 訓 令

- 那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令……………1549

◇消防本部訓令

- 那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令……………1550
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1547

◇上下水道局規程

- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1547

◇病院管理規程

- 那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程……………1550
- 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令（共同訓令）
……………1545
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1547

◇教育委員会教育長訓令

- 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令（共同訓令）
……………1545
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1547

条 例

那覇市条例第4号

平成18年3月31日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例（平成12年那覇市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（介護予防サービス費等の額の特例）」に改める。

第5条中「第175条」を「第115条の41」に、「介護給付等対象サービス等」を「介護給付等対象サービス」に改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第5号

平成18年3月31日

那覇市歴史博物館条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歴史博物館条例

（設置）

第1条 歴史及び文化に関する資料（以下「歴史資料等」という。）の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため、那覇市歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 歴史博物館の位置は、那覇市久茂地1丁目1番1号とする。

（事業）

第3条 歴史博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史資料等の収集、保存、展示及び公開
- (2) 歴史資料等の調査及び研究
- (3) 歴史資料等についての説明、助言、指導等
- (4) 展覧会、研究会等の開催及びそのための施設の提供
- (5) 歴史資料等についての解説書、図録、目録、研究紀要等の刊行
- (6) その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第4条 歴史博物館の利用時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 歴史博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 木曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

（入館の制限等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設、設備又は資料を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第6条 歴史博物館を利用しようとする者は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 歴史博物館を利用しようとする者は、市長に対し、その利用に係る使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

3 使用料は、市長が定める日までに納付しなければならない。

4 既に納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の免除）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除することができる。

- (1) 本市内の小学校及び中学校の児童及び生徒並びにその引率者が学校行事等として観覧する場合
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が観覧する場合
- (3) 盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条の特殊学級をいう。）の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）に入所し、又は通っている者及びその引率者が観覧する場合
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (6) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害者と認定された者をいう。）及びその引率者が観覧する場合
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設に入所してい

る者及びその引率者が観覧する場合

- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
(2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合
(3) その他市長が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史博物館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
(2) 施設、設備又は資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
(4) 管理上支障があるとき。
(5) その他市長が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第11条 利用者は、歴史博物館を利用する場合においては、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、歴史博物館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（運営審議会）

第14条 市長の諮問に応じ、歴史博物館の運営に関する基本的事項を審議するため、那覇市歴史博物館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第14条の規定は平成18年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 利用許可に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

区 分		単位	観覧料（1人につき）		
			一 般	高校生・ 大学生	中学生以下
常設展	個人	1 日	300円	200円	100円
		1 年	1,200円	800円	400円
	団体(20人以上)	1 日	240円	160円	80円
特別企画展	個人又は団体	1 日	2,000円の範囲内で市長が定める額		

備考

- 1 この表は、本市の事業を観覧させる場合に適用する。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。
- 3 高等専門学校生、大学院生等は、高校生・大学生の観覧料を適用する。

別表第2（第7条関係）

区 分	単 位	資料の使用料
ビデオ撮影	資料1点	4,400円
写真撮影	1 アングル	2,200円

備考 1 アングルとは、同一の記録媒体により一の角度から撮影した場合をいう。

別表第3（第7条関係）

区 分	単位	施設使用料
入場料を徴収しない場合	1 日	3,000円
入場料を徴収する場合	1 日	14,200円

備考 展示品の販売、会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、入場料を徴収する場合の額を適用する。

那覇市条例第6号

平成18年3月31日

那覇市障害者介護給付費等審査会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者介護給付費等審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の審査会の名称、委員の定数等に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の審査会の名称は、那覇市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）とする。

（定数）

第3条 審査会の委員の定数は、20人とする。

（委任）

第4条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成18年 3 月31 日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例（1951年那覇市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第17号から第19号までを次のように改める。

(17)	納税に関する証明書の交付		1 枚につき 300円
(18)	所得及びその課税に関する証明書の交付		1 枚につき 300円
(19)	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付		土地及び家屋 1 枚につき 300円 償却資産 1 枚につき 300円

付 則

- 1 この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

那覇市条例第 8 号

平成18年 3 月31 日

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中介護認定審査会の項を介護認定審査会及び障害者介護給付費等審査会の項とする。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第 9 号

平成18年 3 月31 日

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例

那覇市職員厚生会条例（1965年那覇市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,000分の 7」及び「それぞれ」を削る。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第10号

平成18年3月31日

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例及び那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例及び那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

（那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第1条 那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例（1972年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 費用の負担（第5条）

第3章 保留地の処分方法（第6条・第7条）

第4章 土地区画整理審議会（第8条―第14条）

第5章 地積の決定の方法（第15条―第17条）

第6章 評価（第18条―第20条）

第7章 清算（第21条―第26条）

第8章 雑則（第27条―第32条）

付則

第4条を次のように改める。

（事務所の所在地）

第4条 事業の事務所の所在地は、那覇市字真嘉比343番地13とする。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第24条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第24条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第24条関係）」に改める。

（那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第2条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例（昭和48年那覇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 費用の負担（第5条）

第3章 保留地の処分方法（第6条・第7条）

第4章 土地区画整理審議会（第8条―第14条）

第5章 地積の決定の方法（第15条―第17条）

第6章 評価（第18条―第20条）

第7章 清算（第21条―第26条）

第8章 雑則（第27条―第31条）

付則

第4条中「別表第2のとおり」を「那覇市字真嘉比343番地13」に改める。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第24条第1項中「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第8条関係）」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第24条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第24条関係）」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6中「別表第6」を「別表第6（第24条関係）」に改め、同表を別表第5とする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成18年3月31日

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例（1972年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第4条の見出しを「(地域手当等)」に改め、同条第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

第5条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則第7項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成18年 3 月31日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第2条の2）

第2章 一般の退職手当（第2条の3―第12条）

第3章 特別の退職手当（第13条・第14条）

第4章 雑則（第15条―第18条）

付則

第2条の2中「から第6条まで」を「及び第9条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条まで及び第9条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「額は」を「基本額は」に、「給料の月額」という。）に」を「給料月額」という。）に、」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「20年を超え25年未満」を「15年を超え20年以下」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

（4） 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200

（5） 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160

（6） 30年を超える期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「額は」を「基本額は」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「6年」を「11年」に改

め、同項第2号中「6年以上11年」を「11年以上16年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)又は20年」を「11年」に、「額は」を「基本額は」に、「給料の月額」を「給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「20年を超え30年以下」を「15年を超え25年未満」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「額」を「基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条第1項中「額は、退職の日におけるその者の給料の月額に」を「基本額は、退職日給料月額に、」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「20年を超え30年」を「25年を超え34年」に改め、同項第4号中「30年」を「34年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「額」を「基本額」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第5条の2を次のように改める。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した

場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第12条第3項又は第17条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項の国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第12条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第10条第5項の国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
(2) 第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国家公務員等としての引き続いた在職期間

第5条の2の次に次の1条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の

		日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第6条中「退職の日におけるその者の給料の月額」を「退職日給料月額」に改める。

第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付し、同条中「第6条まで」を「第5条まで及び第6条」に、「の額」を「の基本額」に、「職員の退職の日における給料の月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第9条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得

た額の合計額

第 9 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条及び第 6 条の
第 9 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 9 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 9 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

第5条の2 第1項第2 号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5 条の2第1項第2号イ
及び退職日 給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職 の日において定められているその者に係る定年と 退職の日におけるその者の年齢との差に相当する 年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計 額
当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する 同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万円
- (2) 第2号区分 4万5,850円
- (3) 第3号区分 4万1,700円
- (4) 第4号区分 3万3,350円
- (5) 第5号区分 2万5,000円
- (6) 第6号区分 2万850円
- (7) 第7号区分 1万6,700円
- (8) 第8号区分 0円

- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年未満のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者でその勤続期間が5年未満のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料月額及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

第10条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病

による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。))を「休職月等」に、「同法第55条の2第1項ただし書」を「地方公務員法第55条の2第1項ただし書」に改め、同条第5項中「退職の日におけるその者の給料の月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第6項中「による退職手当」を「により退職手当の基本額」に改め、同条第7項中「第5条第3項」を「前条」に、「による」を「により」に改め、同条第8項中「による」を「により」に改める。

第12条中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0円である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年未満のもの
- (2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの

第16条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第16条の3第1項において同じ。))」を「基礎在職期間」に改める。

第16条の2第1項及び第5項並びに第16条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

付則第15項中「(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。))」を削り、「額は」を「基本額は」に改める。

付則第16項中「第4条」を「第3条第1項」に、「額は」を「基本額は」に改める。

付則第17項中「額は」を「基本額は」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

付則第18項中「退職時における給料の月額」を「退職日給料月額」に改める。

付則に次の1項を加える。

22 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成18年3月31日以前に

行われた給料月額減額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5に規定する給料月額については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の那覇市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額（那覇市職員退職手当支給条例第3条第1項の給料月額をいう。以下同じ。）を基礎として、この条例による改正前の那覇市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで、第9条及び付則第15項から第18項まで並びに付則第7項の規定による改正前の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第40号。以下この項において「条例第40号」という。）付則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第6条まで及び第9条から第9条の5まで並びに付則第15項から第18項まで、付則第4項及び第5項並びに付則第7項の規定による改正後の条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員のうち新条例第5条の2第2項第2号に規定する期間が新条例第10条第1項の職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用に

については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

4 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第12号）の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

5 新条例第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

6 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

7 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「額は、同条」を「基本額は、同項」に改める。

8 那覇市職員の分限に関する条例（1972年那覇市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

3 第4条第1項第1号及び第2号の規定により休職した者に関する那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、休職の期間は、同条例第9条の4第1項の現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

9 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3

年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第1項」の次に「、第9条の4第1項」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第9条の4第1項の現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

- 10 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条第4項」を「第9条の4第1項及び第10条第4項」に、「同項に規定する」を「同条例第9条の4第1項の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての那覇市職員退職手当支給条例第10条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

- 11 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第10条第4項」を「第9条の4第1項」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第9条の4第1項の現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第10条第4項」を「第9条の4第1項」に改める。

那覇市条例第13号

平成18年 3 月31日

那覇市特別職職員退職手当支給条例及び那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員退職手当支給条例及び那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正）

第 1 条 那覇市特別職職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「平成18年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

（那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第 2 条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年那覇市条例第77号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項中「平成18年 3 月31日」を「平成20年 3 月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第14号

平成18年3月31日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例（昭和47年那覇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（端数計算）

第11条 保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

第16条中「（法第317条の2第1項）」を「（同項）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第15号

平成18年 3 月31日

那覇市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

那覇市交通安全対策会議条例（昭和48年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第110号。」を「法律第110号」に、「もとづき」を「基づき」に改める。

第2条中「の各号」を削り、「および」を「及び」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第5項中「の各号」を削り、「あてる」を「充てる」に改め、同条第6項を削る。

第4条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「日本国有鉄道、日本道路公団その他の」を削る。

第5条第1項中「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第16号

平成18年3月31日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

那覇市特別職報酬等審議会	特別職の報酬及び給料並びに政務調査費に関すること。
--------------	---------------------------

那覇市特別職報酬等審議会	特別職の報酬及び給料に関すること。
--------------	-------------------

那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。
---------------	-----------------

那覇市軍用地跡地利用審議会	軍用地の跡地利用に関すること。
那覇市土地利用事業者選定委員会	那覇市土地開発公社から取得した土地を利用させる事業者の選定に関すること。

那覇市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に関すること。
那覇市振興特別プロジェクト検討委員会	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に関すること。

那覇市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進に関すること。
--------------	----------------

「

那覇市新商品開発事業審査委員会	新商品開発事業に関すること。
-----------------	----------------

を

」
「

那覇市新商品開発事業審査委員会	新商品開発事業に関すること。
那覇市ぶんかテンプス館運営審議会	那覇市ぶんかテンプス館の運営に関すること。

に

改める。」

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成18年3月31日

那覇市療育センター条例及び那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市療育センター条例及び那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

（那覇市療育センター条例の一部改正）

第1条 那覇市療育センター条例（昭和57年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 第5条の許可を受けた者は、第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、市長に対し、その利用に係る使用料として障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービスに要した費用（同項の特定費用を除く。）を納付しなければならない。

（那覇市障害者福祉センター条例の一部改正）

第2条 那覇市障害者福祉センター条例（平成17年那覇市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第8条第2項の規定により法第5条第1項の障害福祉サービスとみなされる法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第3項の身体障害者デイサービスを行う事業

第8条第1項を次のように改める。

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第3条第1号の事業を利用する場合は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として法第29条第1項の指定障害福祉サービスに要した費用（同項の特定費用を除く。）を支払わなければならない。

第10条第1号中「利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第18号

平成18年3月31日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類
及び基準を定める条例の一部を改正する条例

（那覇市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部
を次のように改正する。

本則（第16条を除く。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第10条第3項から第8項までを次のように改める。

- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務
成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の
号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給
の号給数を4号給（部長、副部長、課長及びその他これらに相当するもの
として規則で定める職にある職員（以下「管理職員」という。）にあつては、
3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものと
する。
- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号
給（部長、副部長、課長及びその他これらに相当するものとして規則で定
める職にある職員（以下「管理職員」という。）にあつては、3号給）」と
あるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うこ
とができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事
項は、規則で定める。

第10条第10項中「（昇給期間の短縮を含む。）」を削る。

第16条を次のように改める。

（地域手当）

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地
域における物価等を考慮して規則で定める地域等に在勤する職員に支給す

る。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第26条第2項中「部長、副部長、課長及びその他これらに相当するものとして規則で定める職にある職員（第26条の4において「管理職員」という。）」を「管理職員」に改める。

第26条の4第2項中「市長の」を「規則で」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600

41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300	
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100	
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900	
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700	
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300	
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000		
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200			
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700			

86	240, 100	296, 400	345, 300	386, 800				
87	240, 800	296, 800	345, 800	387, 400				
88	241, 500	297, 200	346, 300	388, 000				
89	242, 300	297, 500	346, 700	388, 700				
90	242, 800	297, 900	347, 200	389, 300				
91	243, 300	298, 300	347, 700	389, 900				
92	243, 800	298, 700	348, 200	390, 500				
93	244, 100	298, 900	348, 500	391, 200				
94		299, 300	349, 000	391, 800				
95		299, 700	349, 500	392, 400				
96		300, 100	350, 000	393, 000				
97		300, 300	350, 300	393, 700				
98		300, 700	350, 800	394, 300				
99		301, 100	351, 300	394, 900				
100		301, 500	351, 800	395, 500				
101		301, 700	352, 100	396, 200				
102		302, 100	352, 500	396, 800				
103		302, 500	352, 900	397, 400				
104		302, 900	353, 300	398, 000				
105		303, 100	353, 800	398, 700				
106		303, 500	354, 200	399, 300				
107		303, 900	354, 600	399, 900				
108		304, 300	355, 000	400, 500				
109		304, 500	355, 500	401, 200				
110		304, 900	355, 900					
111		305, 300	356, 300					
112		305, 700	356, 700					
113		305, 900	357, 200					
114		306, 300	357, 600					
115		306, 700	358, 000					
116		307, 100	358, 400					
117		307, 300	358, 900					
118		307, 600	359, 300					
119		307, 900	359, 700					
120		308, 200	360, 100					
121		308, 600	360, 600					
122		308, 900	361, 000					
123		309, 200	361, 400					
124		309, 500	361, 800					
125		309, 900	362, 300					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 2 (第 8 条関係) 医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200
2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400
3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600
4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800
5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000
6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200
7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400
8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600
9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600
10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800
11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000
12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200
13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200
14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300
15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400
16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500
17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500
18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600
19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700
20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800
21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700
22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800
23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900
24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000
25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900
26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800
27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700
28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600
29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400
30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200
31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000
32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800
33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400
34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700

35	192, 900	232, 400	270, 200	302, 200	351, 000	397, 000
36	194, 300	234, 100	272, 000	304, 000	352, 900	398, 300
37	195, 500	235, 900	273, 700	305, 700	354, 700	399, 400
38	196, 800	237, 600	275, 400	307, 400	356, 400	400, 600
39	198, 100	239, 300	277, 100	309, 100	358, 100	401, 800
40	199, 400	241, 000	278, 800	310, 800	359, 800	403, 000
41	200, 600	242, 600	280, 500	312, 600	361, 400	404, 100
42	201, 800	244, 200	282, 200	314, 300	362, 700	404, 900
43	203, 000	245, 800	283, 900	316, 000	364, 000	405, 700
44	204, 200	247, 400	285, 600	317, 700	365, 300	406, 500
45	205, 500	249, 000	287, 300	319, 200	366, 600	407, 100
46	206, 700	250, 600	289, 000	320, 800	367, 800	407, 800
47	207, 900	252, 200	290, 700	322, 400	369, 000	408, 500
48	209, 100	253, 800	292, 400	324, 000	370, 200	409, 200
49	210, 300	255, 400	293, 900	325, 500	371, 400	410, 000
50	211, 400	256, 800	295, 500	326, 800	372, 400	410, 700
51	212, 500	258, 200	297, 100	328, 100	373, 400	411, 400
52	213, 600	259, 600	298, 700	329, 400	374, 400	412, 100
53	214, 700	260, 900	300, 100	330, 500	375, 200	412, 800
54	215, 800	262, 300	301, 600	331, 600	376, 100	413, 500
55	216, 900	263, 700	303, 100	332, 700	377, 000	414, 200
56	218, 000	265, 100	304, 600	333, 800	377, 900	414, 900
57	219, 100	266, 300	306, 200	334, 700	378, 700	415, 500
58	220, 100	267, 600	307, 600	335, 700	379, 500	416, 200
59	221, 100	268, 900	309, 000	336, 700	380, 300	416, 900
60	222, 100	270, 200	310, 400	337, 700	381, 100	417, 600
61	223, 200	271, 300	311, 700	338, 500	381, 700	418, 100
62	224, 300	272, 600	313, 000	339, 200	382, 400	418, 800
63	225, 400	273, 900	314, 300	339, 900	383, 100	419, 500
64	226, 500	275, 200	315, 600	340, 600	383, 800	420, 200
65	227, 400	276, 400	317, 000	341, 300	384, 400	420, 700
66	228, 300	277, 500	317, 800	342, 000	385, 100	
67	229, 200	278, 600	318, 600	342, 700	385, 800	
68	230, 100	279, 700	319, 400	343, 400	386, 500	
69	230, 800	280, 800	320, 300	344, 100	387, 000	
70	231, 500	281, 900	321, 100	344, 700	387, 600	
71	232, 200	283, 000	321, 900	345, 300	388, 200	
72	232, 900	284, 100	322, 700	345, 900	388, 800	
73	233, 700	285, 200	323, 500	346, 400	389, 500	
74	234, 500	286, 000	324, 100	347, 000	390, 100	
75	235, 300	286, 800	324, 700	347, 600	390, 700	

76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000
86		293,100	330,600	352,700	
87		293,400	331,000	353,100	
88		293,700	331,400	353,500	
89		294,100	331,900	354,000	
90		294,400	332,300	354,400	
91		294,700	332,700	354,800	
92		295,000	333,100	355,200	
93		295,400	333,600	355,700	
94		295,700	334,000	356,100	
95		296,000	334,400	356,500	
96		296,300	334,800	356,900	
97		296,700	335,000	357,400	
98		297,000	335,400	357,800	
99		297,300	335,800	358,200	
100		297,600	336,200	358,600	
101		298,000	336,400	359,100	
102		298,300	336,800	359,500	
103		298,600	337,200	359,900	
104		298,900	337,600	360,300	
105		299,200	337,800	360,800	
106			338,200		
107			338,600		
108			339,000		
109			339,200		
110			339,600		
111			340,000		
112			340,400		
113			340,600		

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000
42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100

45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	

93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
94	284,100	319,100	354,700	374,100		
95	285,100	319,900	355,400	374,600		
96	286,100	320,700	356,100	375,100		
97	287,200	321,400	356,600	375,700		
98	288,100	322,100	357,100	376,200		
99	289,000	322,800	357,600	376,700		
100	289,900	323,500	358,100	377,200		
101	290,700	324,000	358,700	377,800		
102	291,500	324,600	359,200	378,300		
103	292,300	325,200	359,700	378,800		
104	293,100	325,800	360,200	379,300		
105	293,800	326,200	360,800	379,900		
106	294,300	326,700	361,300	380,400		
107	294,800	327,200	361,800	380,900		
108	295,300	327,700	362,300	381,400		
109	295,800	328,200	362,800	382,000		
110	296,200	328,600	363,300	382,500		
111	296,600	329,000	363,800	383,000		
112	297,000	329,400	364,300	383,500		
113	297,400	329,800	364,800	384,100		
114	297,800	330,200	365,300			
115	298,200	330,600	365,800			
116	298,600	331,000	366,300			
117	298,900	331,300	366,700			
118	299,300	331,700	367,200			
119	299,700	332,100	367,700			
120	300,100	332,500	368,200			
121	300,400	332,700	368,600			
122	300,800	333,100	369,100			
123	301,200	333,500	369,600			
124	301,600	333,900	370,100			
125	301,800	334,200	370,500			
126	302,200	334,600				
127	302,600	335,000				
128	303,000	335,400				
129	303,200	335,700				
130	303,600	336,100				
131	304,000	336,500				
132	304,400	336,900				
133	304,600	337,200				
134	305,000	337,600				
135	305,400	338,000				
136	305,800	338,400				
137	306,000	338,700				
138	306,400	339,100				
139	306,800	339,500				
140	307,200	339,900				

141	307,400	340,200				
142	307,800	340,600				
143	308,200	341,000				
144	308,600	341,400				
145	308,800	341,700				
146	309,200	342,100				
147	309,600	342,500				
148	310,000	342,900				
149	310,200	343,200				
150	310,500	343,600				
151	310,800	344,000				
152	311,100	344,400				
153	311,500	344,700				
154	311,800					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,800					
158	313,100					
159	313,400					
160	313,700					
161	314,100					
162	314,400					
163	314,700					
164	315,000					
165	315,400					
166	315,700					
167	316,000					
168	316,300					
169	316,700					

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第8条(見出しを含む。)中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)及びその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)が付則別表第1に掲げられている職務の級及び号給であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級及び旧号給に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、旧号給及びその者が旧号給を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて付則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 付則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第11条第2項及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。)付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第13条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 13 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 14 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年那覇市条

例第10号）の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を削る。

付則第4項中「前2項に定めるもののほか、」を削り、同項を付則第2項とする。

- 15 那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」及び「（以下この項において「復帰の日」という。）」を削り、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

付則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	旧号給	新 級
行政職給料表	1 級	2 号給から16号給まで	1 級
	2 級	1 号給から 5 号給まで	1 級
		6 号給から28号給まで	2 級
	3 級	1 号給から28号給まで	3 級
	4 級	1 号給から27号給まで	4 級
	5 級	1 号給から26号給まで	5 級
	6 級	1 号給から21号給まで	6 級
	7 級	1 号給から18号給まで	7 級
	8 級	1 号給から15号給まで	8 級
医療職給料表(2)	1 級	2 号給から23号給まで	1 級
	2 級	2 号給から28号給まで	2 級
	3 級	1 号給から30号給まで	3 級
	4 級	1 号給から27号給まで	4 級
	5 級	1 号給から23号給まで	5 級
	6 級	1 号給から20号給まで	6 級
医療職給料表(3)	1 級	2 号給から41号給まで	1 級
	2 級	2 号給から38号給まで	2 級
	3 級	1 号給から31号給まで	3 級
	4 級	1 号給から28号給まで	4 級
	5 級	1 号給から24号給まで	5 級
	6 級	1 号給から22号給まで	6 級

付則別表第2 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3月未満		21	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		22	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		23	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		24	1	1	1	1	1	1
	12月以上		25	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	9	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	10	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	11	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	12	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	13	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	13	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	14	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	15	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	16	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	17	25	21	17	13	9	5

8	3月未満	25	17	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	18	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	19	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	20	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	21	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	21	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	22	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	23	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	24	32	28	24	20	16	12
	12月以上	31	25	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	25	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	26	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	27	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	36	32	28	24	20	16
	12月以上	33	29	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	29	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	30	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	31	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	32	40	36	32	28	24	20
	12月以上	34	33	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	33	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	36	44	40	36	32	28	24
	12月以上	35	37	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	37	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	38	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	39	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	40	48	44	40	36	32	28
	12月以上	37	41	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	41	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	42	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	43	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	44	52	48	44	40	36	32
	12月以上	38	45	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	45	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	46	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	47	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	48	56	52	48	44	40	36
	12月以上	39	49	57	53	49	45	41	37

16	3月未満	39	49	57	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	50	58	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	51	59	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	52	60	56	52	48	44	
	12月以上	40	53	61	57	53	49	45	
17	3月未満		53	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		54	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		55	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		56	64	60	56	52	48	
	12月以上		57	65	61	57	53	49	
18	3月未満		57	65	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		58	66	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		59	67	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		60	68	64	60	56	52	
	12月以上		61	69	65	61	57	53	
19	3月未満		61	69	65	61	57		
	3月以上6月未満		62	70	66	62	58		
	6月以上9月未満		63	71	67	63	59		
	9月以上12月未満		64	72	68	64	60		
	12月以上		65	73	69	65	61		
20	3月未満		65	73	69	65	61		
	3月以上6月未満		66	74	70	66	62		
	6月以上9月未満		67	75	71	67	63		
	9月以上12月未満		68	76	72	68	64		
	12月以上		69	77	73	69	65		
21	3月未満		69	77	73	69	65		
	3月以上6月未満		70	78	74	70	66		
	6月以上9月未満		71	79	75	71	67		
	9月以上12月未満		72	80	76	72	68		
	12月以上		73	81	77	73	69		
22	3月未満		73	81	77	73			
	3月以上6月未満		74	82	78	74			
	6月以上9月未満		75	83	79	75			
	9月以上12月未満		76	84	80	76			
	12月以上		77	85	81	77			
23	3月未満		77	85	81	77			
	3月以上6月未満		78	86	82	78			
	6月以上9月未満		79	87	83	79			
	9月以上12月未満		80	88	84	80			
	12月以上		81	89	85	81			

24	3月未満		81	89	85	81			
	3月以上6月未満		82	90	86	82			
	6月以上9月未満		83	91	87	83			
	9月以上12月未満		84	92	88	84			
	12月以上		85	93	89	85			
25	3月未満		85	93	89	85			
	3月以上6月未満		86	94	90	85			
	6月以上9月未満		87	95	91	85			
	9月以上12月未満		88	96	92	85			
	12月以上		89	97	93	85			
26	3月未満		89	97	93	85			
	3月以上6月未満		90	98	94	85			
	6月以上9月未満		91	99	95	85			
	9月以上12月未満		92	100	96	85			
	12月以上		93	101	97	85			
27	3月未満		93	101	97				
	3月以上6月未満		94	102	98				
	6月以上9月未満		95	103	99				
	9月以上12月未満		96	104	100				
	12月以上		97	105	101				
28	3月未満		97	105					
	3月以上6月未満		98	106					
	6月以上9月未満		99	107					
	9月以上12月未満		100	108					
	12月以上		101	109					

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13

8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45

16	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未満	77	77	77	73	69	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	
	12月以上	81	81	81	77	73	
22	3月未満	81	81	81	77	73	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	
	12月以上	85	85	85	81	77	
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80	
	12月以上	85	89	89	85	81	

24	3月未満		89	89	85		
	3月以上6月未満		90	90	86		
	6月以上9月未満		91	91	87		
	9月以上12月未満		92	92	88		
	12月以上		93	93	89		
25	3月未満		93	93	89		
	3月以上6月未満		94	94	90		
	6月以上9月未満		95	95	91		
	9月以上12月未満		96	96	92		
	12月以上		97	97	93		
26	3月未満		97	97	93		
	3月以上6月未満		98	98	94		
	6月以上9月未満		99	99	95		
	9月以上12月未満		100	100	96		
	12月以上		101	101	97		
27	3月未満		101	101	97		
	3月以上6月未満		102	102	98		
	6月以上9月未満		103	103	99		
	9月以上12月未満		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
28	3月未満		105	105			
	3月以上6月未満		105	106			
	6月以上9月未満		105	107			
	9月以上12月未満		105	108			
	12月以上		105	109			
29	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
30	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13

8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45

16	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未満	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未満	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未満	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未満	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未満	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未満	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未満	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78	
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79	
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	

24	3月未満	89	89	89	85	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
25	3月未満	93	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	96	92		
	12月以上	97	97	97	93		
26	3月未満	97	97	97	93		
	3月以上6月未満	98	98	98	94		
	6月以上9月未満	99	99	99	95		
	9月以上12月未満	100	100	100	96		
	12月以上	101	101	101	97		
27	3月未満	101	101	101	97		
	3月以上6月未満	102	102	102	98		
	6月以上9月未満	103	103	103	99		
	9月以上12月未満	104	104	104	100		
	12月以上	105	105	105	101		
28	3月未満	105	105	105	101		
	3月以上6月未満	106	106	106	102		
	6月以上9月未満	107	107	107	103		
	9月以上12月未満	108	108	108	104		
	12月以上	109	109	109	105		
29	3月未満	109	109	109			
	3月以上6月未満	110	110	110			
	6月以上9月未満	111	111	111			
	9月以上12月未満	112	112	112			
	12月以上	113	113	113			
30	3月未満	113	113	113			
	3月以上6月未満	114	114	114			
	6月以上9月未満	115	115	115			
	9月以上12月未満	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
31	3月未満	117	117	117			
	3月以上6月未満	118	118	118			
	6月以上9月未満	119	119	119			
	9月以上12月未満	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			

32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	122	122				
	6月以上9月未満	123	123				
	9月以上12月未満	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未満	125	125				
	3月以上6月未満	126	126				
	6月以上9月未満	127	127				
	9月以上12月未満	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月未満	129	129				
	3月以上6月未満	130	130				
	6月以上9月未満	131	131				
	9月以上12月未満	132	132				
	12月以上	133	133				
35	3月未満	133	133				
	3月以上6月未満	134	134				
	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
36	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					

40	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

那覇市条例第19号

平成18年3月31日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例（平成4年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を削る。

第4条第2号中「児童福祉法第20条の規定による育成医療、身体障害者福祉法第19条の規定による更生医療」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の指定自立支援医療に要した費用」に改める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成18年 3 月31日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第
15号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「排出」の次に「等を」を加え、同条第 1 項中「本市の」を「市
長の指定する」に改める。

第20条の見出し中「排出」の次に「等を」を加え、同条第 1 項中「本市の」を「市
長の指定する」に改める。

第21条中「又は本市の」を「又は市長の指定する」に改める。

第23条中「本市の」を「市長の指定する」に改める。

別表第 1 一般廃棄物の処分の項を削り、同表使用済パーソナルコンピュータ（事業
活動に伴って生じたものを除く。）の収集運搬等の項中「（平成 3 年法律第48号）」を
削る。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第21号

平成18年3月31日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例（平成9年那覇市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第22号

平成18年3月31日

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例（平成11年那覇市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「確認申請手数料」を「確認手数料」に改め、同条第1項中「申請手数料」を「申請に対する審査の手数料（以下「確認手数料」という。）」に改める。

第4条の見出し中「確認申請手数料」を「確認手数料」に改め、同条中「確認の申請手数料」を「確認手数料」に改める。

第5条の見出し中「完了検査申請手数料」を「完了検査手数料」に改め、同条第1項中「申請手数料」を「申請に対する審査の手数料（以下「完了検査手数料」という。）」に改める。

第6条の見出し中「完了検査申請手数料」を「完了検査手数料」に改め、同条中「完了検査の申請手数料」を「完了検査手数料」に改める。

第7条中「納付すべき者、区分」を「徴収する事務」に改める。

第8条の見出しを「(手数料の免除)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条及び第4条の確認手数料の額並びに第5条及び第6条の完了検査手数料の額について、それぞれ当該規定により算定した額の2分の1の額を免除することができる。

第8条第2項中「確認申請手数料及び完了検査申請手数料」を「確認手数料及び完了検査手数料の全部」に改め、同条第3項中「減額又は」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

号	手数料を徴収する事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	12万円
2	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
3	法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
4	法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
5	法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	16万円
6	法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	16万円
7	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	18万円
8	法第51条ただし書（同法第87条第2項若しく	16万円

	は第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	
9	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
10	法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	3万3,000円
11	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
12	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
13	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
14	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
15	法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
16	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
17	法第59条第4項の規定に基づく高度利用地	16万円

	区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	
18	法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	16万円
19	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
20	法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円
21	法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
22	法第68条の5の2第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	16万円
23	法第68条の5の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円

24	法第68条の5の5の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査		2万7,000円
25	法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		16万円
26	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		12万円
27	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が1又は2である場合	7万8,000円
		建築物の数が3以上である場合	7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
28	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	7万8,000円
		建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
29	法第86条第3項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団地内の建築物の各部分の高さ又は容積率に関	建築物の数が1又は2である場合	22万円
		建築物の数が3以上である場合	22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

	する特例の許可の申請に対する審査		
30	法第86条第4項の規定に基づく広い空地を有する一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	22万円
		建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
31	法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	7万8,000円
		建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
32	法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	22万円
		建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

33	法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合	22万円
		建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
34	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額
35	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		2万7,000円
36	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査		2万7,000円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第23号

平成18年3月31日

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例（平成12年那覇市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1号中「31,357円」を「26,280円」に改め、同条第2号中「47,036円」を「26,280円」に改め、同条第3号中「62,715円」を「39,420円」に改め、同条第4号中「78,393円」を「52,560円」に改め、同条第5号中「94,072円」を「65,700円」に改め、同条に次の1号を加える。

（6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 78,840円

第8条第3項中「又は第4号ロ」を「、第4号ロ又は第5号ロ」に、「、第2号、第3号又は第4号」を「から第5号までのいずれか」に改める。

第17条中「第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - （1） 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合において第6条第1項第1号に該当することとなるもの 34,689円
 - （2） 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ

れていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 3
4,689円

- (3) 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 4
3,624円

- (4) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるものに限る。次号から第7号までにおいて同じ。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において第6条第1項第1号に該当することとなるもの 39,420円

- (5) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 3
9,420円

- (6) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 4
7,829円

- (7) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第4号に該当することとなるもの 5
6,764円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課さ

れていないものとした場合において同項第1号に該当することとなるもの 4
3,624円

- (2) 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 4
3,624円

- (3) 第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 4
7,829円

- (4) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるものに限る。次号から第7号までにおいて同じ。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において第6条第1項第1号に該当することとなるもの 52,560円

- (5) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第2号に該当することとなるもの 5
2,560円

- (6) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第3号に該当することとなるもの 5
6,764円

- (7) 第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合において同項第4号に該当することとなるもの 6
0,969円

那覇市条例第24号

平成18年 3 月31日

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例（平成14年那覇市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「 を

その他施設及び材料等の料金		実費相当額として管理者が定める額
---------------	--	------------------

」

「 に

インプラント治療	検査料	1 回につき	点数表等により算定した額
	診断料	1 回につき	点数表等により算定した額
	埋入手術料	1 歯につき	100,000円以下で管理者が定める額
	補綴料	1 歯につき	100,000円以下で管理者が定める額
	関連手術料	1 歯につき	120,000円以下で管理者が定める額 に使用材料の実費相当額を加算した額
	経過観察料	1 回につき	点数表等により算定した額
その他使用料			実費相当額として管理者が定める額又は点数表等により算定した額

」

改める。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第25号

平成18年3月31日

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する等の条例

（那覇市総合福祉センター条例の一部改正）

第1条 那覇市総合福祉センター条例（平成17年那覇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第6条第6項を削る。

別表第1在宅介護支援センターの項を削る。

別表第2中社会福祉センター母子福祉センター在宅介護支援センターボランティアセンターの項を社会福祉センター母子福祉センターボランティアセンターの項とする。

（那覇市安謝福祉複合施設条例の一部改正）

第2条 那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年那覇市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中那覇市安謝特別養護老人ホーム那覇市安謝老人デイサービスセンター那覇市安謝在宅介護支援センター那覇市安謝保育所の項を那覇市安謝特別養護老人ホーム那覇市安謝老人デイサービスセンター那覇市安謝保育所の項とする。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第5条第3項を削り、同条第4項第2号中「第3条第4項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

（那覇市基幹在宅介護支援センター条例の廃止）

第3条 那覇市基幹在宅介護支援センター条例（平成12年那覇市条例第25号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第26号

平成18年 3 月31 日

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例（平成12年那覇市条例第19号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

規 則

那覇市規則第9号

平成18年3月31日

那覇市歴史博物館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歴史博物館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市歴史博物館条例（平成18年那覇市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧の手続等）

第2条 那覇市歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）を観覧しようとする者は、使用料の納付と引換えに観覧券の交付を受け、入館の際、これを係員に提示しなければならない。

2 市長が適当と認めるときは、前項の方法以外の方法で使用料の徴収及び観覧券の交付を行うことができる。

（資料の利用の手続）

第3条 資料を利用しようとする者又は利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、記載事項を省略することができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 資料の名称及び利用点数等
- (3) 資料の利用の目的及び方法
- (4) 利用の期日又は期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 寄託された資料又は他に著作権等のある資料を利用しようとする場合は、前項の申請書に所有者又は著作権者等の同意書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、利用許可書を交付するものとする。

（施設の利用の手続）

第4条 施設を利用しようとする者又は利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、記載事項を省略することができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 展覧会、研究会等の名称及び内容
- (3) 利用の期日又は期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を
適当と認めるときは、利用許可書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場
合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力又は歴史博物館の管理上の理由により利用ができなくな
った場合 利用できない期間に係る額。ただし、年間観覧料は、還付しない。
- (2) 利用者が利用開始日の3日前までに資料の利用のとりやめを申し出た場合
全額
- (3) 利用者が利用開始日の前日までに資料の利用のとりやめを申し出た場合（前
号に掲げる場合を除く。） 使用料の2分の1の額
- (4) 利用者が利用開始日の60日前までに施設の利用のとりやめを申し出た場合
全額
- (5) 利用者が利用開始日の30日前までに施設の利用のとりやめを申し出た場合
（前号に掲げる場合を除く。） 使用料の2分の1の額
- (6) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、
市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなけ
ればならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 還付申請の理由及び還付申請額

3 前項の申請を行う者は、観覧券、利用許可書又は免除承認書を申請書に添付し
なければならない。

4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、還付を適
当と認めるときは、還付承認書を交付するものとする。

(使用料の免除)

第6条 条例第8条第2項第1号及び第2号に規定する場合において、市長が免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 全額
- (2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合 全額

2 条例第8条第2項第3号に規定する場合及びその場合に市長が使用料を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業上、特別の理由があると認める招待者等の観覧の場合 全額
- (2) 市長が認める観光用クーポン等で観覧する場合 使用料の5分の1の額
- (3) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

3 使用料の免除を受けようとする者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 利用の期日又は期間
- (3) 免除の理由及び免除申請額
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否を審査し、免除を適当と認めるときは、免除承認書を交付するものとする。

(損傷等の届出)

第7条 入館者は、施設、設備又は資料を損傷し、又は滅失したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した損傷・滅失届を市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 損傷又は滅失した施設、設備又は資料の名称
- (3) 損傷又は滅失した日時
- (4) 損傷又は滅失の状況及び処置

(遵守事項)

第8条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく資料に触れたり、写真撮影又は模写しないこと。
- (2) 資料の近くでインク等を使用しないこと。
- (3) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (5) 利用許可を受けた施設、設備又は資料以外のものを利用しないこと。
- (6) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (7) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (8) その他市長の指示すること。

（細目）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那覇市規則第10号

平成18年3月31日

那覇市歴史博物館運営審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歴史博物館運営審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市歴史博物館条例（平成18年那覇市条例第5号）第14条第3項の規定に基づき、那覇市歴史博物館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 教育関係者
- (3) 観光産業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 文化財関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第6条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市民文化部歴史博物館において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号

平成18年3月31日

那覇市障害者介護給付費等審査会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者介護給付費等審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市障害者介護給付費等審査会条例（平成18年那覇市条例第5号）第4条の規定に基づき、那覇市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 障害者等の保健に関する学識経験を有する者
- （2） 障害者等の福祉に関する学識経験を有する者

（合議体）

第3条 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第8条第1項の合議体の数は、4とする。

2 前項の合議体の委員の定数は、5人とする。

（庶務）

第4条 審査会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

平成18年 3 月31日

那覇市土地利用事業者選定委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地利用事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市土地利用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担回事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）本市が那覇市土地開発公社から取得した土地を利用させる事業者の選定に関すること。
- （2） その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 那覇新都心地区関係団体に所属する者のうち、当該団体が推薦するもの
- （3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画室において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

平成18年3月31日

那覇市ぶんかテンプス館運営審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館運営審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市ぶんかテンプス館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 那覇市ぶんかテンプス館の運営に関すること。
- （2） 那覇市ぶんかテンプス館の指定管理者の選定に関すること。
- （3） その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 経済団体関係者
- （3） 文化芸能関係者
- （4） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、経済観光部商工振興課において処理する。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第14号

平成18年 3 月31日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則（1964年那覇市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「保育時間は」を「保育時間は、」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 土曜日

午前 7 時30分から午後 1 時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所、那覇市石嶺保育所、那覇市城北保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市若狭浦保育所については、午前 7 時30分から午後 6 時30分までとする。

別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、那覇市小禄保育所の項及び那覇市与儀南保育所の項を削る。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第15号

平成18年3月31日

那覇市組織機構改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(那覇市職員職名規則の一部改正)

第1条 那覇市職員職名規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表副部長級の項中「公室長」を「公室長 局長」に改め、同表課長級の項中「支所長」を「支所長 館長」に改め、同表主査級の項中「予防主査」を「予防主査 主任学芸員」に、「所長 操作整備技査」を「所長」に改め、同表主任級の項中「主任操作整備員 主任プラント整備員」を「主任プラント整備員」に改め、同表主事級の項中「主事 主任学芸員」を「主事」に、「調理員 操作整備員」を「調理員」に改める。

(那覇市会計規則の一部改正)

第2条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表(2)収納出納員及び収納取扱員の表総務部の項中「市民平和交流室」を「平和交流・男女参画室」に、

「

人事課	課長
男女共同参画室	室長

」を「

人事課	課長
-----	----

」に改め、

同表市民文化部の項中

「

歴史資料室	室長
-------	----

」を「

歴史博物館	館長
-------	----

」に改め

同表環境部の項中

「

環境保全課	課長
環境センター	所長

」を「

環境保全課	課長
-------	----

」に改め、

同表健康福祉部の項中

「

福祉政策課	課長
健康推進課	課長
こども課	課長

」を「

こどもみらい局	こどもみらい課	課長
	子育て応援課	課長

」に改め、

福祉政策課	課長
健康推進課	課長

」

同表都市計画部の項中

「 を「 に改め、

都市再開発課	課長
--------	----

市街地整備課	課長
--------	----

」

」

「 を「 に改める。

区画整理課	課長
真嘉比古島区画 整理事務所	所長
小禄南区画整理 事務所	所長

区画整理課	課長
-------	----

」

」

（那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部改正）

第 3 条 那覇市職員等の旅費支給条例施行規則（昭和49年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表 2 等級の職務にある者の項中「管理センター長」の次に「、局長」を加え、同表 3 等級の職務にある者の項中「、操作整備主査」及び「、主任操作整備員」を削る。

（那覇市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第 4 条 那覇市職員安全衛生管理規則（昭和50年那覇市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 環境センターの項を削る。

（那覇市教育委員会に対する事務委任規則の一部改正）

第 5 条 那覇市教育委員会に対する事務委任規則（昭和52年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「権限」の次に「（第 1 号から第 3 号まで、第 4 号（動産の賃借に関することに限る。）、第 5 号及び第 6 号にあつては、幼稚園に係るものを除く。）」を加える。

（那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正）

第 6 条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和56年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「こども課長」を「こどもみらい課長、子育て応援課長」に改める。

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第7条 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事務」の次に「(幼稚園に係るものを除く。)」を加える。

別表第1の教育長、教育委員会事務局及び教育委員会の管理に属する機関の職員の項中

「	(2) 1件50万円を超える調査、測量及び設計監理の業務委託契約に関すること(検査に関するものを除く。)	を
」		」
「	(2) 1件50万円を超える調査、測量及び設計監理の業務委託契約に関すること(検査に関するものを除く。) (3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)に係る給与等に関すること。	に改める。
」		」

(那覇市指定事業進行管理規則の一部改正)

第8条 那覇市指定事業進行管理規則(平成10年那覇市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「部の長」の次に「、こどもみらい局長」を加え、「及び生涯学習部長」を「、生涯学習部長及び学校教育部長」に改める。

(那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則の一部改正)

第9条 那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会規則(平成17年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第8条中「歴史資料室」を「歴史博物館」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

平成18年 3 月31 日

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公室長を」の次に「、こどもみらい局に局長を」を加え、同条第2項中「及び環境センター」を削り、「所長」の次に「、課としての館にあっては館長」を加え、同条第3項中「(室としての所及びセンターにあっては所長)」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

市長公室の分掌事務は、次項から第4項に規定する事務とする。

第5条第3項中「市民平和交流室」を「平和交流・男女参画室」に改め、同項に次の3号を加える。

- (5) 男女共同参画計画に関すること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的企画及び連絡調整に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

第5条第7項を削り、同条第8項第9号を削り、同項を同条第7項とする。

第6条第1項第16号中「進行管理」の次に「その他土地開発公社」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- (2) 電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整に関すること。
- (3) 基幹系業務処理システムの整備に関すること。
- (4) 主管課の個別業務システムの整備支援及び調整に関すること。
- (5) 庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティに関すること。
- (6) はん用機、サーバー、パソコン等の情報機器の管理に関すること。

第8条第1項第7号中「の管理運営」を削り、同条第2項第9号中「、認定及び支給」を削り、同条第6項中「歴史資料室」を「歴史博物館」に改め、同項第2号中「収集、管理」を「編集」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 那覇市歴史博物館に関すること。
- (4) 史料文書の収集及び管理に関すること。

第10条第1項中第10号を第12号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を削り、第4号を第7号とし、第3号を第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

(6) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。

第10条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 地球温暖化対策に関すること。

(4) ISO14001の総括及び推進に関すること。

第10条第2項第2号を次のように改める。

(2) 一般廃棄物(し尿及び焼却される廃棄物等を除く。)の処理に関すること。

第10条第2項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) リサイクルプラザ等の施設の維持管理に関すること。

(4) ごみ搬入道路に関すること。

第10条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 空き地管理に関すること。

第10条第4項を削る。

第11条の見出し中「課」を「こどもみらい局及び課」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項に次の1号を加える。

(9) 地域包括支援センターに関すること。

第11条中第5項を第7項とし、同条第4項第4号を次のように改める。

(4) 障害者自立支援法に関すること。

第11条第4項に次の4号を加える。

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する
こと。

(8) 精神障害者地域生活支援センターに関すること。

(9) 難病患者等居宅生活支援に関すること。

(10) 発達障害者支援法(平成17年法律第167号)に関すること。

第11条中第4項を第6項とし、第3項を削り、同条第2項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同項を同条第5項とし、同条中第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

こどもみらい局の分掌事務は、次項及び第3項に規定する事務とする。

2 こどもみらい課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次項第1号に掲げるもののほか、保育所に関すること。

(2) こどもみらい局内の総合調整に関すること。

3 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 保育所に関する保育指針の指導・助言及び保育士の研修等に関すること。

- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び児童手当法に関すること。
- (3) 保育所以外の児童福祉施設に関すること。
- (4) 児童虐待の防止に関すること。
- (5) 療育センターに関すること。
- (6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、障害児デイサービスに関すること。
- (7) 乳幼児、母子及び父子医療に関すること。
- (8) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。
- (9) 母子福祉センターに関すること。
- (10) 助産施設の入所に関すること。

第12条第3項中「都市再開発課」を「市街地整備課」に改め、同項に次の5号を加える。

- (2) 新規開発地区に関すること。
- (3) 町界、町名及び地番に関すること。
- (4) 住居表示に関すること。
- (5) 市の区域に関すること。
- (6) 新都心地区のまちづくりに関すること。

第12条第4項第7号から第10号までを削り、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

第13条の見出し中「課」を「都市施設管理センター及び課」に改め、同条第1項を次のように改める。

都市施設管理センターの分掌事務は、次項から第6項までに規定する事務とする。

別表総務部の項中「市民平和交流室」を「平和交流・男女参画室」に、

「人事課」を

人事課	職員研修所
男女共同参画室	

」

「市民平和交流室」に改め、同表市民文化部の項中

人事課	
-----	--

」

「歴史資料室」を「歴史博物館」に改め、同表健康福祉部の項中

「 を

	福祉政策課	
	健康推進課	
	こども課	療育センター

」

「 に改め、同表

こどもみらい局	こどもみらい課	
	子育て応援課	
	福祉政策課	
	健康推進課	

」

都市計画部の項中「港湾調整室」を削り、「都市再開発課」を「市街地整備課」に、

「 を

区画整理課	
真嘉比古島区画 整理事務所	
小禄南整理事務 所	

」

「 に改める。

区画整理課	
-------	--

」

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第17号

平成18年 3 月31日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 4 条」を「一第 5 条」に、「第 5 条～」を「第 6 条一」に、「～第 20 条」を「一第 20 条」に、「調整手当」を「地域手当」に、「～第 30 条」を「一第 30 条」に、「～第 41 条」を「一第 41 条」に、「～第 48 条」を「一第 48 条」に、「～第 54 条」を「一第 54 条」に、「～第 58 条」を「一第 58 条」に、「～第 61 条」を「一第 61 条」に改める。

第 5 条を削り、第 1 章中第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（管理職）

第 5 条 条例第10条第 4 項の規則で定める職は、第10条第 1 項の規定により管理職手当を支給する職及び隔日勤務の消防司令とする。

第 8 条を次のように改める。

（調整する職及び調整額）

第 8 条 給料の調整を行う職は、別表第 1 の左欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは、給料月額額の100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について別表第 1 の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額額の100分の20を超えるときは、給料月額額の100分の20に相当する額とする。

2 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号。以下「平成18年改正条例」という。）付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額額の100分の20」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）付則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額の100

分の20」とする。

第10条に次の1項を加える。

- 3 平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号）付則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

「第4節 調整手当」を「第4節 地域手当」に改める。

第21条を次のように改める。

（支給地域等及び級地）

第21条 条例第16条第1項の規則で定める地域等は東京都特別区とし、その地域手当の級地は1級地とする。

第21条の2中「規定による調整手当」を「地域手当」に、「当該調整手当」を「当該地域手当」に、「に規定する調整手当」を「の地域手当」に、「同様」を「、同様」に改める。

第55条の2を削り、第55条の3を第55条の2とする。

第57条の7を削り、第57条の8を第57条の7とする。

第57条の9第9項中「100分の140（条例第26条第2項）」を「100分の150（条例第10条第4項）」に、「100分の180」を「100分の190」に改め、同条を第57条の8とする。

第62条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則第8項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

別表第1 中心身障害児療育センターの項を療育センターの項とし、総務課の項を管財課の項とし、環境センターの項をクリーン推進課の項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級から9級まで	6,500円

イ 削除

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円

エ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（以下「枠外給料月額」という。）を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、同日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）及びその者が旧給料月額を受けていた期間（市長の定める職員にあつては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて付則別表に定める職務の級及び号給とする。
- 3 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号。以下「平

成18年改正条例」という。）付則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員
 - (2) 切替日以降に降格又は降任をした職員（那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年那覇市規則第18号。以下「改正初任給規則」という。）により職務の級が異なることとなった職員を除く。）
 - (3) 切替日前に休職等期間（初任給規則第39条第1項の休職等の期間及び那覇市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那覇市条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第6条第1項の育児休業をした期間をいう。以下同じ。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第39条第1項又は育児休業条例第6条第1項の規定による号給の調整をいう。以下同じ。）をされたもの
 - (4) 切替日以降に市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。
- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正初任給規則による改正前の初任給規則（以下「改正前の初任給規則」という。）第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 市長の承認を得て定める基準に従いその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。
- 6 人事交流等職員(切替日以降に初任給規則第16条の人事交流等により引き続いて職員となった者をいう。以下同じ。)(当該人事交流等職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては、市長の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。
- 7 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第4項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。
- 8 平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料の支給について

て、第3項から前項までの規定による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

- 9 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者の受ける給料の調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の那覇市職員の給与に関する規則第8条第1項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 10 前項の「経過措置基準額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員同日においてその者が受けていた給料の調整額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に平成18年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の那覇市職員の給与に関する規則(次号において「改正前の給与規則」という。)第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額
- (3) 施行日以後に第4項各号に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(同項各号に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつ

ては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に当該場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給与規則第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額。ただし、施行日以後に同項第4号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、市長の定める額

- (4) 人事交流等職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者が受けることとなる給料の調整額

- 11 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 12 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成14年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成19年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

- 13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則(平成3年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

- 14 那覇市公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又はその日から1年以内の初任給規則第34条に定める昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日(初任給規則第 条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条(見出しを含む。)及び第10条中「給料月額」を「号給」に改める。

付則別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上	新級
	すべての枠外給料 月額	市長の定める号給					
1級	すべての枠外給料 月額	市長の定める号給					1級
2級	304,900円	101	102	103	104	105	2級
	306,800円	105	106	107	108	109	
	308,700円	109	110	111	112	113	
	310,600円	113	114	115	116	117	
	312,500円	117	118	119	120	121	
	314,400円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	125					
3級	383,000円	109	110	111	112	113	3級
	385,600円	113	114	115	116	117	
	388,200円	117	118	119	120	121	
	390,800円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	125					
4級	428,900円	101	102	103	104	105	4級
	432,300円	105	106	107	108	109	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	109					
5級	すべての枠外給料 月額	85					5級
6級	453,200円	69	70	71	72	73	6級
	456,800円	73	74	75	76	77	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	77					
7級	489,400円	53	54	55	56	57	7級
	493,500円	57	58	59	60	61	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	61					
8級	513,000円	37	38	39	40	41	8級
	517,400円	41	42	43	44	45	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	45					

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	経過期間	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上	新級
	旧給料月額						
1級	すべての枠外給料 月額	85					1級
2級	すべての枠外給料 月額	105					2級
3級	すべての枠外給料 月額	113					3級
4級	386,900 円	101	102	103	104	105	4級
	上記以外のすべての の枠外給料月額	105					
5級	424,900 円	81	82	83	84	85	5級
	上記以外のすべての の枠外給料月額	85					

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	経過期間	3月 未満	3月 以上 6月 未満	6月 以上 9月 未満	9月 以上 12月 未満	12月 以上	新級
	旧給料月額						
1級	321,000円	161	162	163	164	165	1級
	322,800円	165	166	167	168	169	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	169					
2級	369,600円	149	150	151	152	153	2級
	上記以外のすべての の枠外給料月額	153					
3級	396,600円	121	122	123	124	125	3級
	上記以外のすべての の枠外給料月額	125					
4級	408,600円	105	106	107	108	109	4級
	411,000円	109	110	111	112	113	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	113					
5級	428,900円	85	86	87	88	89	5級
	431,400円	89	90	91	92	93	
	上記以外のすべての の枠外給料月額	93					

那覇市規則第18号

平成18年 3 月31 日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第9条」を「一第9条」に、「給料月額（第10条～）」を「号給（第10条一）」に、「～第23条」を「一第23条」に、「～第27条」を「一第27条」に、「第7章 昇給期間の短縮（第28条～第31条）」を「第7章 削除」に、「～第37条の3」を「一第37条」に、「給料月額の決定（第38条～）」を「号給の決定（第38条一）」に、「～第44条」を「一第44条」に改める。

本則（第22条第1項、第2項、第4項及び第6項、第23条第1項及び第3項、第7章、第8章、第39条第1項及び第2項並びに第40条第2項を除く。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「第22条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第23条第1項第1号若しくは第2号」を「第22条第1項又は第23条第1項」に改める。

第13条第1項中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第14条第1項中「この項及び第28条第1項第1号」を「この項」に、「15月（第1号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第5号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月）」を「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、15月）」に改め、

「切り捨てた数）」の次に「に4（新たに職員となった者が条例第10条第4項の管理職員（以下「管理職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「（市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項第3号中「及び第28条第1項第1号」を削る。

第17条中第3号を削る。

第22条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、市長の定める号給とする。

第23条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第23条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第25条第1項第1号中「時」を「とき」に改める。

第7章及び第8章を次のように改める。

第7章 削除

第28条から第31条まで 削除

第8章 昇給

（昇給日）

第32条 条例第10条第3項の規則で定める日は、第36条から第36条の3までに定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第33条 条例第10条第3項の昇給(第36条から第36条の3までに定めるところにより行うものを除く。第34条及び第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理職員の昇給の号給数)

第34条 管理職員を条例第10条第3項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、市長が定める。

(管理職員以外の職員の昇給の号給数)

第35条 管理職員以外の職員を条例第10条第3項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、市長が定める。

(研修、表彰等による昇給)

第36条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第36条の2 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、市長の定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。

(昇任による昇給)

第36条の3 職員が次の各号に掲げる職から当該各号に定める職に昇任した場合には、市長の定めるところにより、当該昇任の日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。

- (1) 副部長その他これに相当する職 部長その他これに相当する職
- (2) 課長その他これに相当する職 副部長その他これに相当する職
- (3) 係長その他これに相当する職 課長その他これに相当する職
- (4) 主事その他これに相当する職 係長その他これに相当する職

2 職員が前項に規定する昇任以外の昇任をした場合は、同項の職員との均衡を考慮して市長が定める方法により号給を調整することができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第37条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第38条中「第22条第5項」を「第22条第3項」に改める。

第39条中「専従許可」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書の許可(以下「専従許可」という。)」に、「大学院修学休業」を「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第34条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「の調整等」を「の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「を調整し、又は昇給期間を短縮」を「を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第40条第1項中「降任後の職より上位の職にあったために昇給期間の短縮又は昇給が行われた」及び「及びこれに係る次期昇給予定の時期」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の職員については」を「前項の場合においては」に改め、同項を同条第2項とする。

第41条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

付則第3項の見出し中「等級別標準職務表」を「級別標準職務表」に改める。

付則第4項(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

付則第 5 項中「給料月額」を「号給」に、「場合において」を「号給の額が」に改め、「掲げる」の次に「職務の級及び号給の」を加え、「同表に掲げる」を「当該」に改める。

付則第 7 項の見出し中「給料月額及び昇給期間」を「号給」に改め、同項中「給料月額及び当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間の短縮」を「号給」に改め、「及び第29条」を削る。

付則別表第 1 を次のように改める。

付則別表第 1（付則第 5 項関係）

年齢別最低保障給

年齢（歳）	職務の級	号給
22	1	1
23	1	5
24	1	9
25	1	13
26	1	17
27	1	21
28	1	25
29	1	29
30	1	33
31	1	37
32	2	9
33	2	13
34	2	17
35以上	2	21

備考

- 1 職務の級欄及び号給欄には、行政職給料表の職務の級及び号給が掲げられているものとする。
- 2 年齢は、新たに職員となった日の属する年度の 4 月 1 日現在のものとする。

別表第 1 級別標準職務表ア行政職給料表級別標準職務表 2 級の項中

「困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務」を

「 1 消防副士長の職務 2 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士その他これらに相当する職の職務 」

改め、同表中 4 級の項から 6 級の項までを次のように改める。

4 級	困難な業務を処理する係長、主査、技査、消防司令補その他これらに相当する職の職務
5 級	消防司令の職務
6 級	課長、主幹、技幹、消防司令長その他これらに相当する職の職務

別表第 1 級別標準職務表ウ医療職給料表(2)級別標準職務表 2 級の項中「相当」を削り、同表 3 級の項中「困難な」を「特に困難な」に改め、同表中 4 級の項から 6 級の項までを次のように改める。

4 級	困難な業務を行う係長又は技査の職務
5 級	
6 級	

別表第 1 級別標準職務表エ医療職給料表(3)級別標準職務表 3 級の項中「相当」を削り、同表中 4 級の項から 6 級の項までを次のように改める。

4 級	困難な業務を行う係長又は技査の職務
5 級	
6 級	技幹の職務

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級							
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
正 規 の 試 験	上 級	大学卒		3	4	4	2	2	別に定 める	別に定 める
			0	3	7	11	13	15		
	中 級	短大卒		5.5	4	4	2	2	別に定 める	別に定 める
			0	6	10	14	16	18		
	初 級	高校卒		8	4	4	2	2	別に定 める	別に定 める
			0	8	12	16	18	20		
そ の 他	中学卒		9	4	4	2	2	別に定 める	別に定 める	
		3	12	16	20	22	24			

イ 削除

ウ 医療職給料表(2) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
栄 養 士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める
			0	5	8		
	短大卒		2.5	5	3	別に定める	別に定める
		0	2.5	8	11		
理学療法士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める
			0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定める	別に定める
		0	1	6	9		
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定める	別に定める
			0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定める	別に定める
		0	1	6	9		

備考 この表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数については、それぞれのその免許を取得した時以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

エ 医療職給料表(3) 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
保 健 師	大学卒			5	3	別に定める	別に定める
			0	5	8		
	短大卒			7	3	別に定める	別に定める
			0	7	10		

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数については、その免許を取得した時(保健師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、市長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第6中「 を「 に、

2級2号給	1級25号給
1級5号給	1級15号給
1級3号給	1級5号給
1級2号給	1級1号給

」

「 を「 に、

2級2号給	2級1号給
1級4号給	1級11号給
2級2号給	2級1号給
1級6号給	1級17号給
2級2号給	2級1号給
1級6号給	1級17号給

」

「 を「 に改め、同表備考第2号中「2級5号給」

2級4号給	2級11号給
2級3号給	2級5号給

」

を「2級13号給」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第22条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7

20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	29
46	14	30	30	38	38	27	29
47	15	31	31	39	39	28	30
48	16	32	32	40	40	28	30
49	17	33	33	41	41	29	31
50	18	34	34	42	41	29	31
51	19	35	35	43	42	29	32
52	20	36	36	44	42	30	32
53	21	37	37	45	43	30	33
54	22	38	38	46	43	30	33
55	23	39	39	47	44	31	34
56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36

61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				

102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58	64				
115		58	65				
116		58	65				
117		59	66				
118		59	67				
119		59	67				
120		59	68				
121		60	69				
122		60	69				
123		60	70				
124		60	70				
125		61	71				

イ

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1

13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35

54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	34	42	46	38	37
59	35	43	47	39	37
60	36	44	48	40	38
61	37	45	49	41	38
62	37	46	50	41	38
63	38	47	51	41	39
64	38	48	52	42	39
65	39	49	53	42	39
66	39	50	54	42	40
67	40	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	41
70	41	53	58	44	41
71	42	54	59	44	42
72	42	54	60	44	42
73	43	55	61	45	43
74	43	55	61	45	43
75	44	56	62	45	44
76	44	56	62	45	44
77	45	57	63	46	45
78	45	57	63	46	45
79	45	58	64	46	46
80	46	58	64	46	46
81	46	59	65	47	47
82	46	59	65	47	47
83	47	60	66	47	48
84	47	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	

95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		
107			80		
108			80		
109			81		
110			81		
111			82		
112			82		
113			83		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1

20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34

61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	

102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			

143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

別表第 7 の 2 を削る。

別表第 8 備考を次のとおり改める。

備考 外国機関等派遣職員並びに公益法人等派遣職員及び退職派遣者（公益法人等派遣条例第12条第 1 号に規定する退職派遣者をいう。）に関するこの表の適用については、外国機関等派遣職員の派遣先機関の業務並びに派遣先団体等（公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項又は第10条に掲げる団体又は特定法人をいう。）において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成18年那覇市条例第18号。以下「改正条例」という。）付則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2に定める級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の2級で、5号給以下の号給を受けていた職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 切替日に昇格、降格、昇任又は降任した職員の切替日における職務の級及び号給は、当該昇格、降格、昇任又は降任が切替日の前日にあったものとした場合のその者の同日における職務の級、号給又は職務の級における最高の号給を超える給料月額（以下この項において「号給等」という。）及び当該号給等を受けていた期間に基づき、改正条例付則第2項から第4項までの規定を適用して得られる職務の級及び号給とする。
- 4 この規則による別表第1の改正により職務の級が異なることとなる職員の切替日における職務の級及び号給は、当該改正がなかったものとした場合のその者の同日における職務の級及び号給に基づき、当該改正により得られる職務の級及び当該職務の級において当該号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける職員の切替日後における昇格又は降格については、新規則第22条又は第23条の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。
- 6 平成19年1月1日において、新規則第33条の証明に基づき勤務成績が良好であ

ると認める職員を那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号。以下「条例」という。)第10条第3項の規定により昇給させる場合(新規則第36条から第36条の3までに定めるところにより行う場合を除く。)の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数に、切替日(切替日後に新たに職員となった者又は切替日後に新規則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第38条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長の定める職員にあっては、市長の定める号給数)とする。

- (1) 条例第10条第4項の管理職員以外の職員(第3号に掲げるものを除く。) 4号給
 - (2) 条例第10条第4項の管理職員(次号に掲げるものを除く。) 3号給
 - (3) 条例第10条第5項の規定の適用を受ける職員 2号給
- 7 前項の号給数が平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第24条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 8 市長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他市長の定める職員については、その勤務成績についての証明が得られないものとして取り扱うものとする。
- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 10 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成3年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

付則第1項の見出しを削り、付則第2項中「(以下「改正後の規則」という。)」

を削り、付則第3項の前の見出し及び同項から付則第7項までを削る。

- 11 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成9年那覇市規則第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項の前の見出し及び同項から付則第14項までを削り、付則第1項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

付則別表第1から付則別表第3までを削る。

- 12 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成14年那覇市規則第13号）の一部を次のように改正する。

付則中第2項から第5項までを削り、付則第1項の項番号を削る。

那覇市規則第19号

平成18年3月31日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、操作整備技査」を削り、同条第2号中「、主任操作整備員」を削り、同条第3号中「、操作整備員」を削る。

第6条第2項及び第3項中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

現業職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	112,000	183,800	221,100	262,300	289,700
2	113,100	185,600	223,000	264,400	292,000
3	114,200	187,400	224,900	266,500	294,300
4	115,300	189,200	226,800	268,600	296,600
5	116,400	190,800	228,600	270,700	298,700
6	117,500	192,600	230,600	272,800	301,000
7	118,600	194,400	232,600	274,900	303,300
8	119,700	196,200	234,600	277,000	305,600
9	120,800	198,000	236,600	279,100	307,800
10	121,900	199,800	238,600	281,200	310,100
11	123,000	201,600	240,600	283,300	312,400
12	124,100	203,400	242,600	285,400	314,700
13	125,200	205,000	244,600	287,500	316,900
14	126,300	206,900	246,600	289,600	319,100
15	127,400	208,800	248,600	291,700	321,300
16	128,500	210,700	250,600	293,800	323,500
17	129,600	212,600	252,600	295,900	325,700
18	130,700	214,600	254,600	298,000	327,800
19	131,800	216,600	256,600	300,100	329,900
20	132,900	218,600	258,600	302,200	332,000

21	134,000	220,400	260,500	304,300	334,100
22	135,100	222,400	262,400	306,400	336,200
23	136,200	224,400	264,300	308,500	338,300
24	137,300	226,400	266,200	310,600	340,400
25	138,400	228,300	268,200	312,600	342,300
26	139,500	230,200	270,100	314,700	344,300
27	140,600	232,100	272,000	316,800	346,300
28	141,700	234,000	273,900	318,900	348,300
29	142,800	235,700	275,800	320,900	350,200
30	144,100	237,300	277,700	323,000	352,100
31	145,400	238,900	279,600	325,100	354,000
32	146,700	240,500	281,500	327,200	355,900
33	148,000	242,100	283,200	329,100	357,800
34	149,500	243,700	285,100	331,200	359,600
35	151,000	245,300	287,000	333,300	361,400
36	152,500	246,900	288,900	335,400	363,200
37	153,800	248,400	290,600	337,300	365,100
38	155,300	250,000	292,400	339,300	366,600
39	156,800	251,600	294,200	341,300	368,100
40	158,300	253,200	296,000	343,300	369,600
41	159,700	254,600	297,900	345,200	371,100
42	162,300	256,000	299,600	347,100	372,300
43	164,900	257,400	301,300	349,000	373,500
44	167,500	258,800	303,000	350,900	374,700
45	170,200	260,100	304,700	352,800	375,700
46	171,900	261,500	306,400	354,400	376,600
47	173,600	262,900	308,100	356,000	377,500
48	175,300	264,300	309,800	357,600	378,400
49	176,800	265,600	311,300	359,300	379,400
50	178,600	266,900	312,900	360,500	380,200
51	180,400	268,200	314,500	361,700	381,000
52	182,200	269,500	316,100	362,900	381,800
53	183,800	270,600	317,800	363,900	382,700
54	185,300	271,900	319,400	365,000	383,400

55	186,800	273,200	321,000	366,100	384,100
56	188,300	274,500	322,600	367,200	384,800
57	189,600	275,700	324,100	368,100	385,500
58	190,900	276,800	325,300	368,800	386,200
59	192,200	277,900	326,500	369,500	386,900
60	193,500	279,000	327,700	370,200	387,600
61	194,900	280,200	328,800	370,800	388,100
62	196,200	281,200	329,800	371,500	388,800
63	197,500	282,200	330,800	372,200	389,500
64	198,800	283,200	331,800	372,900	390,200
65	200,000	284,200	332,700	373,400	390,700
66	201,300	285,100	333,500	374,100	391,400
67	202,600	286,000	334,300	374,800	392,100
68	203,900	286,900	335,100	375,500	392,800
69	205,100	287,900	336,000	376,000	393,300
70	206,300	288,700	336,700	376,700	394,000
71	207,500	289,500	337,400	377,400	394,700
72	208,700	290,300	338,100	378,100	395,400
73	210,000	291,100	338,600	378,600	395,900
74	211,100	291,600	339,200	379,300	396,600
75	212,200	292,100	339,800	380,000	397,300
76	213,300	292,600	340,400	380,700	398,000
77	214,400	293,000	340,800	381,200	398,500
78	215,500	293,400	341,300	381,800	399,200
79	216,600	293,800	341,800	382,400	399,900
80	217,700	294,200	342,300	383,000	400,600
81	218,800	294,500	342,800	383,700	401,100
82	219,900	294,900	343,300	384,300	401,800
83	221,000	295,300	343,800	384,900	402,500
84	222,100	295,700	344,300	385,500	403,200
85	223,000	296,000	344,800	386,200	403,700
86	224,100	296,400	345,300	386,800	
87	225,200	296,800	345,800	387,400	
88	226,300	297,200	346,300	388,000	

89	227, 300	297, 500	346, 700	388, 700	
90	228, 100	297, 900	347, 200	389, 300	
91	228, 900	298, 300	347, 700	389, 900	
92	229, 700	298, 700	348, 200	390, 500	
93	230, 500	298, 900	348, 500	391, 200	
94	231, 200	299, 300	349, 000	391, 800	
95	231, 900	299, 700	349, 500	392, 400	
96	232, 600	300, 100	350, 000	393, 000	
97	233, 400	300, 300	350, 300	393, 700	
98	234, 200	300, 700	350, 800	394, 300	
99	235, 000	301, 100	351, 300	394, 900	
100	235, 800	301, 500	351, 800	395, 500	
101	236, 500	301, 700	352, 100	396, 200	
102	237, 200	302, 100	352, 500	396, 800	
103	237, 900	302, 500	352, 900	397, 400	
104	238, 600	302, 900	353, 300	398, 000	
105	239, 400	303, 100	353, 800	398, 700	
106	240, 100	303, 500	354, 200	399, 300	
107	240, 800	303, 900	354, 600	399, 900	
108	241, 500	304, 300	355, 000	400, 500	
109	242, 300	304, 500	355, 500	401, 200	
110	242, 800	304, 900	355, 900		
111	243, 300	305, 300	356, 300		
112	243, 800	305, 700	356, 700		
113	244, 100	305, 900	357, 200		
114		306, 300	357, 600		
115		306, 700	358, 000		
116		307, 100	358, 400		
117		307, 300	358, 900		
118		307, 600	359, 300		
119		307, 900	359, 700		
120		308, 200	360, 100		
121		308, 600	360, 600		
122		308, 900	361, 000		
123		309, 200	361, 400		

124		309, 500	361, 800		
125		309, 900	362, 300		

別表第 2 級別標準職務表 4 級の項及び 5 級の項を次のように改める。

4 級	困難な業務を処理する環境整備主査等の職務
5 級	

別表第 3 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 3 (第 5 条関係)

級別資格基準表

試験	学歴免許	職務の級				
		2 級	2 級	3 級	4 級	5 級
正規の試験	高校卒		8	4	4	2
		0	8	12	16	18
その他	中学卒		9	4	4	2
		3	12	16	20	22

別表第 4

初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給	上限級号給
正規の試験	高校卒	1 級 25 号給	2 級 25 号給
その他	中学卒	1 級 9 号給	

別表第 5 (第 7 条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	廃棄物の収集業務等又は搬入指導業務等を本務とする現業職員	6, 500 円
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく技術管理者に任命された現業職員	6, 500 円

付 則

- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級 (以下「旧級」という。)及びその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。)が付則別表第 1 に掲げられている職務の級及び号給であった職員の切替日における職務の級 (以下「新級」という。)は、旧級及び旧号給に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

- 3 切替日の前日において那覇市現業職員の給与に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、旧号給及びその者が旧号給を受けていた期間（市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて付則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において那覇市現業職員の給与に関する規則別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（以下「枠外給料月額」という。）を受けていた職員の新級及び新号給は、その者の旧級、同日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）及びその者が旧給料月額を受けていた期間（市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「枠外経過期間」という。）に応じて付則別表第3に定める職務の級及び号給とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	旧号給	新 級
現業職給料表	1 級	1号給から20号給まで	1 級
	2 級	1号給から5号給まで	1 級
		6号給から28号給まで	2 級
	3 級	1号給から28号給まで	3 級
	4 級	1号給から27号給まで	4 級
	5 級	1号給から26号給まで	5 級

付則別表第2 号給の切替表

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満	1	41	1	1	1
	3月以上6月未満	2	42	1	1	1
	6月以上9月未満	3	43	1	1	1
	9月以上12月未満	4	44	1	1	1
	12月以上	5	45	1	1	1
2	3月未満	5	45	1	1	1
	3月以上6月未満	6	46	2	1	1
	6月以上9月未満	7	47	3	1	1
	9月以上12月未満	8	48	4	1	1
	12月以上	9	49	5	1	1

3	3月未満	9	49	5	1	1
	3月以上6月未満	10	50	6	2	1
	6月以上9月未満	11	51	7	3	1
	9月以上12月未満	12	52	8	4	1
	12月以上	13	53	9	5	1
4	3月未満	13	53	9	5	1
	3月以上6月未満	14	54	10	6	2
	6月以上9月未満	15	55	11	7	3
	9月以上12月未満	16	56	12	8	4
	12月以上	17	57	13	9	5
5	3月未満	17	57	13	9	5
	3月以上6月未満	18	58	14	10	6
	6月以上9月未満	19	59	15	11	7
	9月以上12月未満	20	60	16	12	8
	12月以上	21	61	17	13	9
6	3月未満	21	9	17	13	9
	3月以上6月未満	22	10	18	14	10
	6月以上9月未満	23	11	19	15	11
	9月以上12月未満	24	12	20	16	12
	12月以上	25	13	21	17	13
7	3月未満	25	13	21	17	13
	3月以上6月未満	26	14	22	18	14
	6月以上9月未満	27	15	23	19	15
	9月以上12月未満	28	16	24	20	16
	12月以上	29	17	25	21	17
8	3月未満	29	17	25	21	17
	3月以上6月未満	30	18	26	22	18
	6月以上9月未満	31	19	27	23	19
	9月以上12月未満	32	20	28	24	20
	12月以上	33	21	29	25	21
9	3月未満	33	21	29	25	21
	3月以上6月未満	34	22	30	26	22
	6月以上9月未満	35	23	31	27	23
	9月以上12月未満	36	24	32	28	24
	12月以上	37	25	33	29	25
10	3月未満	37	25	33	29	25
	3月以上6月未満	38	26	34	30	26
	6月以上9月未満	39	27	35	31	27
	9月以上12月未満	40	28	36	32	28
	12月以上	41	29	37	33	29

11	3月未満	41	29	37	33	29
	3月以上6月未満	42	30	38	34	30
	6月以上9月未満	43	31	39	35	31
	9月以上12月未満	44	32	40	36	32
	12月以上	45	33	41	37	33
12	3月未満	45	33	41	37	33
	3月以上6月未満	46	34	42	38	34
	6月以上9月未満	47	35	43	39	35
	9月以上12月未満	48	36	44	40	36
	12月以上	49	37	45	41	37
13	3月未満	49	37	45	41	37
	3月以上6月未満	49	38	46	42	38
	6月以上9月未満	50	39	47	43	39
	9月以上12月未満	50	40	48	44	40
	12月以上	51	41	49	45	41
14	3月未満	51	41	49	45	41
	3月以上6月未満	51	42	50	46	42
	6月以上9月未満	52	43	51	47	43
	9月以上12月未満	52	44	52	48	44
	12月以上	53	45	53	49	45
15	3月未満	53	45	53	49	45
	3月以上6月未満	53	46	54	50	46
	6月以上9月未満	53	47	55	51	47
	9月以上12月未満	54	48	56	52	48
	12月以上	54	49	57	53	49
16	3月未満	54	49	57	53	49
	3月以上6月未満	54	50	58	54	50
	6月以上9月未満	55	51	59	55	51
	9月以上12月未満	55	52	60	56	52
	12月以上	55	53	61	57	53
17	3月未満	55	53	61	57	53
	3月以上6月未満	56	54	62	58	54
	6月以上9月未満	56	55	63	59	55
	9月以上12月未満	56	56	64	60	56
	12月以上	57	57	65	61	57
18	3月未満	57	57	65	61	57
	3月以上6月未満	57	58	66	62	58
	6月以上9月未満	57	59	67	63	59
	9月以上12月未満	57	60	68	64	60
	12月以上	58	61	69	65	61

19	3 月未満	58	61	69	65	61
	3 月以上 6 月未満	58	62	70	66	62
	6 月以上 9 月未満	58	63	71	67	63
	9 月以上12月未満	58	64	72	68	64
	12月以上	59	65	73	69	65
20	3 月未満	59	65	73	69	65
	3 月以上 6 月未満	59	66	74	70	66
	6 月以上 9 月未満	59	67	75	71	67
	9 月以上12月未満	59	68	76	72	68
	12月以上	60	69	77	73	69
21	3 月未満		69	77	73	69
	3 月以上 6 月未満		70	78	74	70
	6 月以上 9 月未満		71	79	75	71
	9 月以上12月未満		72	80	76	72
	12月以上		73	81	77	73
22	3 月未満		73	81	77	73
	3 月以上 6 月未満		74	82	78	74
	6 月以上 9 月未満		75	83	79	75
	9 月以上12月未満		76	84	80	76
	12月以上		77	85	81	77
23	3 月未満		77	85	81	77
	3 月以上 6 月未満		78	86	82	78
	6 月以上 9 月未満		79	87	83	79
	9 月以上12月未満		80	88	84	80
	12月以上		81	89	85	81
24	3 月未満		81	89	85	81
	3 月以上 6 月未満		82	90	86	82
	6 月以上 9 月未満		83	91	87	83
	9 月以上12月未満		84	92	88	84
	12月以上		85	93	89	85
25	3 月未満		85	93	89	85
	3 月以上 6 月未満		86	94	90	85
	6 月以上 9 月未満		87	95	91	85
	9 月以上12月未満		88	96	92	85
	12月以上		89	97	93	85
26	3 月未満		89	97	93	85
	3 月以上 6 月未満		90	98	94	85
	6 月以上 9 月未満		91	99	95	85
	9 月以上12月未満		92	100	96	85
	12月以上		93	101	97	85

27	3 月未満		93	101	97	
	3 月以上 6 月未満		94	102	98	
	6 月以上 9 月未満		95	103	99	
	9 月以上12月未満		96	104	100	
	12月以上		97	105	101	
28	3 月未満		97	105		
	3 月以上 6 月未満		98	106		
	6 月以上 9 月未満		99	107		
	9 月以上12月未満		100	108		
	12月以上		101	109		

付則別表第 3 枠外給料月額の切替表

旧級	枠外経過期間	3 月 未満	3 月 以上 6 月 未満	6 月 以上 9 月 未満	9 月 以上 12 月 未満	12 月 以上	新級
	旧給料月額						
1 級	すべての枠外給料月額	市 長 の 定 め る 号 給					1 級
2 級	304,900 円	101	102	103	104	105	2 級
	306,800 円	105	106	107	108	109	
	308,700 円	109	110	111	112	113	
	310,600 円	113	114	115	116	117	
	312,500 円	117	118	119	120	121	
	314,400 円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての 枠外給料月額	125					
3 級	383,000 円	109	110	111	112	113	3 級
	385,600 円	113	114	115	116	117	
	388,200 円	117	118	119	120	121	
	390,800 円	121	122	123	124	125	
	上記以外のすべての 枠外給料月額	125					
4 級	428,900 円	101	102	103	104	105	4 級
	432,300 円	105	106	107	108	109	
	上記以外のすべての 枠外給料月額	109					
5 級	すべての枠外給料月額	85					5 級

那覇市規則第20号

平成18年 3 月31日

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「老人保護措置費の国庫負担について（昭和47年 6 月 1 日厚生省社第451号厚生事務次官通知）」を「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針（平成18年 1 月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第21号

平成18年3月31日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項第1号」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「法第7条第3項第4号」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号」に改める。

第13号様式中「本市の」を「市長の指定する」に改める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10号様式及び第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市規則第22号

平成18年 3 月31日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則（平成9年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第5条の見出しを「(公印の名称等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

公印の名称、ひな型、寸法、用途、管守者及び個数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

第9条中「(第1号様式)」を削る。

第10条第2項中「(第2号様式)」を削る。

第12条中「(第3号様式)」を削る。

第13条第2項第3号中「(第4号様式)」を削る。

第18条中「(第5号様式)」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

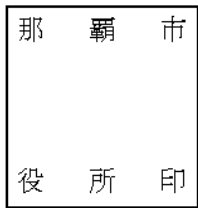
(様式)

第21条 公印台帳の様式その他の様式は、市長が定める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市長部局の庁印

名 称	ひな型	寸法 (mm)	用 途	管守者	個 数
市印		方30	市名をもってする文書	総務課長	1
市役所 印		方30	市役所名をもってする文書	総務課長	1

別表第2（第5条関係）

市長部局の職印

名 称	ひな型	寸法 (mm)	用 途	管守者	個 数
市長印		方30	賞状、表彰状等	総務課長	1
		方24	市長名をもってする契約書	総務課長	2
			市長名をもってする一般文書	総務課長	2
		方21	印鑑登録及び住民登録の証明に関する文書	市民課長及び各支所長	14
		方20	納税通知書	国民健康保険課長	1
		方12	軽自動車税の課税物件異動通知書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付証明書及び廃車証明書	税制課長	1
			外国人登録証明書及び外国人登録原票	市民課長	1
		方24	人事に関する諸証明、社会保険に関する文書及び諸証明、市町村に提出すべき住民税に関する書類、給与証明書、沖縄県市町村共済組合及び地方公務員災害補償基金関係の文書及び諸証明並びに財形貯蓄に関する諸証明	人事課長	1
			市税等に関する文書及び諸証明	税制課長	2
			納税通知書等の文書、市税等に関する諸証明及び市税に関する申請書等	市民税課長	1
			納税通知書等の文書及び催告書、市税等に関する諸証明並びに登記事項証明書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	資産税課長	1
			滞納処分に関する文書、交付要求に関する文書、諸告知書及び市税等に関する諸証明	納税課長	1

		外国人登録、印鑑登録、なは市民カード等に関する文書及び外国人登録済証明書	市民課長	1
		印鑑登録、なは市民カード等に関する文書及び市税等に関する諸証明	各支所長	3
		国民年金に係る市経由に関する文書	国民年金課長	1
		滞納処分に関する文書及び交付要求に関する文書並びに国民健康保険に関する文書及び諸証明	国民健康保険課長	1
		市民ギャラリー、市民会館及び市民劇場の使用に関する許可書等並びに文化事業共催等の承認書等及びお役所ライブに伴う障害保険申込書等	文化振興課長	2
		那覇市小口資金融資依頼書、沖縄県小規模企業対策資金融資依頼書、なは商人塾及び那覇市伝統工芸館の使用に関する許可書等	商工振興課長	1
		那覇市総合福祉センターの使用に関する許可書等	福祉政策課長	1
		老人医療に関する認定証、証明書等並びに那覇市保健センター及び那覇市北保健センターの使用に関する許可書等	健康推進課長	3
		児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付に係る経由、育児支援家庭訪問事業の決定及び短期入所生活援助事業利用の承諾に関する文書	子育て応援課長	1
		介護保険及び高齢者在宅生活支援に関する契約書、通知書、依頼書、命令書、督促状、断り状、証明書及び資格者証	ちやーがんじゅう課長	1
		都市計画法上の諸証明並びに港湾施設の交付要求に関する文書及び諸証明	都市計画課長	1

		公庫融資住宅に関する諸報告、地区整備計画の適合通知書及び建築確認に関する諸証明	建築指導課長	1
		指名競争入札等に関する文書	契約検査室長	1
		区画整理に関する諸証明、許可書等	区画整理課長	1
		街区符号(住居番号)設定等通知書及び住居表示に関する諸証明	市街地整備課長	1
		道路占有許可書その他の道路管理者の長としての市長名をもってする通知書、依頼書、承認書等及び道路境界確認書並びに登記事項証明書、地図等の交付申請に関する文書	道路管理室長	1
		公園、霊園及び納骨堂の使用に関する許可書等	公園管理室長	1
		市営住宅の入居等に関する許可書等	市営住宅室長	1
		委託及び工事に関する文書並びに道路境界確認書登記事項証明書、地図等及び戸籍、住民票等の交付申請に関する文書	道路建設課長	1
那 覇 市 長 印 市 民 課 戸籍住民専用	方24	戸籍、住民登録その他の諸証明及び埋火葬等に関する許可証等	市民課長及び各支所長	27
	方24	戸籍、住民票その他の諸証明及び市税等に関する諸証明	市民課長	1

助役印	那 覇 市 助 役 印	方24	助役名をもってする文書	総務課長	1
収入役印	那 覇 市 収 入 役 印	方21	収入役名をもってする文書	出納室長	1
部長印	那 覇 市 ○ ○ 部 長 印	方21	部長名をもってする文書	各部の庶務 担当課長	9
局長印	那 覇 市 こどもみらい局 長 印	方21	局長名をもってする文書	こどもみら い課長	1
福祉事務 所長印	那 覇 市 福 祉 事 務 所 長 印	方24	福祉事務所長名をもってする 文書	福祉政策課 長	1
市長公 室長印	那 覇 市 市 長 公 室 長 印	方21	市長公室長名をもってする文 書	秘書広報課 長	1
部の課 長印	那 覇 市 ○ ○ 部 課 長 印	方21	課長名をもってする文書	各部の庶務 担当課長	9

課長印	那 覇 市 ○ ○ 部 ○ ○ 課 長 印	方21	課長名をもってする文書	各課長	16
出納室 長印	那 覇 市 出 納 室 長 印	方21	出納室長名をもってする文書	出納室長	1
支所長 印	那 覇 市 役 所 ○ ○ 支 所 長 印	方21	支所長名をもってする文書	各支所長	3
子育て 応援課 長印	那 覇 市 子育て応援課 長 印 療育センター用	方21	療育センターの使用に関する 証明及び許可書等	子育て応援 課長	1
保育所 長印	那 覇 市 ○ ○ 保 育 所 長 印	方21	保育所長名をもってする文書	各保育所長	18
児童館 長印	那 覇 市 ○ ○ 児 童 館 長 印	方21	児童館長名をもってする文書	各児童館長	8
那覇市 固定資 産評価 員印	那 覇 市 固 定 資 産 評 価 員 印	方21	固定資産評価員名をもってす る文書	資産税課長	1

那覇市 建築主 事印		方21	建築主事名をもってする文書	建築指導課 長	1
那覇市 収納取 扱員印		直 径 24	現金領収証書	各収納出納 員	27

別表第3（第5条関係）

消防本部の庁印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用 途	管 守 者	個 数
消防本 部印		方24	消防本部名をもってする文書	消防本部総 務課長	1
消防署 印		方24	消防署名をもってする文書	各消防署長	2

別表第 4（第 5 条関係）

消防本部の職印

名称	ひな型	寸法 (mm)	用 途	管守者	個 数
消防長 印		だ円 縦20 横27	消防職員手帳	消防本部総 務課長	1
		方24	消防長名をもってする文書	消防本部総 務課長	1
消防署 長印		方24	消防署長名をもってする文 書	各消防署長	2
消防団 長印		方24	消防団長名をもってする文 書	消防本部総 務課長	1
消防本 部課長 印		方21	消防本部課長名をもってす る文書	消防本部各 課長	5

第 1 号様式から第 5 号様式までを削る。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第23号

平成18年3月31日

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成12年那覇市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条」を「第10条」に改める。

第4条第1項第2号を削り、同項第3号中「児童居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とする。

第5条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第3号中「身体障害者居宅支援事業等」を「障害福祉サービス事業等」に改め、同条第4号中「第17条の4」を「第17条の10」に、「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費」に改め、同条第5号中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改め、同条第8号を削り、同条第9号中「第19条の7ただし書及び」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第7条第2号中「居宅支援事業等」を「障害福祉サービス事業等」に改め、同条第3号中「第15条の5」を「第15条の11」に、「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費」に改め、同条第4号中「知的障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（障害者自立支援法関係）

第10条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に関する自治法第153条第2項の規定に基づく委任事務は、支援法の規定により市の事務とされているものとする。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第24号

平成18年 3 月31日

那覇市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険規則の一部を改正する規則

那覇市介護保険規則（平成12年那覇市規則第39号）の一部を次のように改正する

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「第7条第26項」を「第7条第8項」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出しを「(居宅介護・介護予防サービス費の額の特例)」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特例居宅介護サービス費等の支給）

第12条 法第42条第2項、第42条の3第2項、第47条第2項、第49条第2項、第51条の3第2項、第54条第2項、第54条の3第2項、第59条第2項及び第61条の3第2項に規定する市が定める額は、それぞれ法の規定により市が当該額を定める上で基準とされている額とする。

第13条を次のように改める。

（特例居宅介護サービス費等の支給申請）

第13条 被保険者は、法第40条第2号、第4号、第8号、第10号、第11号若しくは第13号又は第52条第2号、第4号、第8号、第9号若しくは第11号の支給を受けようとする場合は、領収証その他必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

第14条中「法第48条第2項第2号に規定する介護保険施設入所者若しくは入院者の食事負担の減額認定又は施行法第13条第4項」を「施行法第13条第3項」に、「減額認定若しくは」を「減額認定又は」に改める。

第15条を次のように改める。

（第三者の行為による保険事故の届出）

第15条 被保険者は、第三者が起こした事故等により要介護者等になった場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない

- (1) 被保険者の氏名及び住所
- (2) 被保険者番号
- (3) 事故等の日時、場所及び状況

(4) その他市長が必要と認める事項

第19条中「書類は、別表の事項欄に掲げる場合は、それぞれ様式欄に掲げる」

「申請等は、市長が定める」に改める。

第20条の見出しを「(細目)」に改め、同条中「必要な」を「、必要な」に改め
「別に」を削る。

別表を削る。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第25号

平成18年 3 月31日

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則（平成12年那覇市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表軽度生活援助事業の項中「満65歳」を「65歳」に改め、同表外出支援サービス事業の項中「移送用車両（リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等）」を「リフト付車両等」に、「満65歳以上の者又は満60歳以上の下肢が不自由な者」を「65歳以上の者」に改め、同条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第4号とする。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第26号

平成18年3月31日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市民平和交流室の項を次のように改める。

平和交流・男女参画室	非常勤通訳	日額 10,500
	交流・平和事業補助員	日額 5,460
	なは女性センター指導員	日額 9,160
	なは女性センター相談員	日額 8,400

別表総務課の項中「印刷室非常勤用務員」を「非常勤印刷室用務員」に改め、同表男女共同参画室の項及び財政課の項を削り、同表市民課の項中

「 を

地域コミュニティー推進員	日額 6,010
児童手当業務データ入出力員	日額 7,300

」

「 に改め、

地域コミュニティー推進員	日額 6,010
--------------	----------

」

同項の次に次のように加える。

国民年金課	年金相談員	日額 5,620
-------	-------	----------

別表国民健康保険課の項中

「 を

保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
--------------	----------

」

「 に改め、

保険税納付電話督促嘱託員	時給 1,260
保険税特別滞納整理指導員	月額 170,000

」

同表文化振興課の項中

「 を

市民会館施設管理員	日額 8,680
市民会館管理要員	時給 1,250

「 に改め、

市民会館管理要員	時給 1,250
----------	----------

同表歴史資料室の項を次のように改める。

歴史博物館	非常勤学芸員	日額 8,400
	市史編さん員	日額 8,950
	歴史資料整理員	日額 7,090
	古文書解説員	日額 8,950

別表労働農水課の項中「日額 6,220」を「日額 8,400」に改め、同表環境政策課の項を次のように改める。

環境政策課	事業所広報啓発推進員	日額 5,810円以内で市長が別に定める額
	ゼロエミッション非常勤専門員	日額 7,090

別表環境センターの項を削り、同表健康推進課の項中

「 を

非常勤保健師	日額 9,080
機能訓練指導員	時給 1,318

「 に、

非常勤保健師	日額 9,080
--------	----------

「 を

予防接種指導員	日額 5,460
---------	----------

「 に改め、

高齢者医療健康相談員	日額 9,080
------------	----------

同表こども課の項を次のように改める。

こどもみらい課	保育所環境整備員	日額 4,670
	保育所パート職員	時給 910
	非常勤調理員	時給 910
	非常勤栄養士	日額 7,040
	非常勤給食搬送・調理補助員	日額 6,220
	子育て指導員	日額 8,950
	子育て支援センター担当員	日額 7,460
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	日額 7,300
	育児専門支援員	日額 8,400
	家庭相談員	日額 8,400
	児童厚生員（月曜日から土曜日までの開館対応）	日額 5,910
	児童厚生員（日曜日開館対応）	日額 8,270
	児童遊園厚生員	日額 5,910
	つどいの広場子育てアドバイザー	日額 6,010
	保育所嘱託医	月額 27,000
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	日額 5,460
	心理専門員	日額 15,000
	療育センター嘱託医	日額 25,000
	療育センター非常勤用務員	日額 5,460
	療育センター非常勤保育士	日額 7,090
	療育センター非常勤保健師	日額 9,080
	母子自立支援員	日額 8,400

別表障害福祉課の項中

「 を

福祉手当認定審査医師	日額 11,000
------------	-----------

」

「 に改め、

福祉手当認定審査医師	日額 11,000
障害福祉サービス等事務員	日額 7,090
障害程度区分認定等事務員	日額 8,680
障害程度認定調査員	日額 8,680

」

同表ちゃーがんじゅう課の項中

「 を

福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
基幹在宅介護支援センター専 門員	日額 9,520

」

「 に改め、

福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
介護保険料収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に応じ市 長が定める額を加 えた額
地域包括支援センター介護予 防専門員	月額 250,000
地域包括支援センター社会福 祉士	日額 9,520
地域包括支援センターレセプ ト点検員	日額 7,090
認定専門員	日額 9,340

」

同表保護課の項中

「 を

就労支援相談員	日額 6,840
就労指導員	日額 6,840
非常勤運転手	日額 6,820

」

「 に、

就労支援相談員	日額 7,090
就労指導員	日額 6,840

」

「 を

介護事務担当非常勤職員	日額 7,090
-------------	----------

」
「 に改め、

介護事務担当非常勤職員	日額 7,090
介護扶助適正給付推進員	日額 7,090

同表青少年センターの項中

「 を

教育相談員	日額 10,500
-------	-----------

「 に改め、

非常勤臨床心理士	日額 11,060
教育相談員	日額 10,500

同表学校教育課の項中

「 を

学校医（幼稚園）	月額 6,000
----------	----------

「 に、

特別支援非常勤ヘルパー	時給 910
園長	月額 5,000
学校医（幼稚園）	月額 6,000

「日額 14,000」を「日額 13,300」に、「日額 6,630」を「日額 9,000」に改め、
同項の次に次のように加える。

やる気・元気サポート室	学校サポートチーム支援員	時給 880
-------------	--------------	--------

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第27号

平成18年 3 月31日

那覇市波の上ビーチ広場条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市波の上ビーチ広場条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成18年 4 月 1 日とする。

- (1) 那覇市波の上ビーチ広場条例（平成17年那覇市条例第38号）
- (2) 那覇市児童館及び児童遊園条例（平成17年那覇市条例第40号）
- (3) 那覇市首里^{かなぐすくむらやー}金城村屋条例（平成17年那覇市条例第46号）

那覇市規則第28号

平成18年3月31日

那覇市障害者福祉支援費規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉支援費規則の一部を改正する規則

那覇市障害者福祉支援費規則（平成15年那覇市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第17条の10第 1 項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。）第15条の11第 1 項の施設訓練等支援費の支給については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において「指定施設支援」とは、身障法第17条の10第 1 項及び知障法第15条の11第 1 項の指定施設支援をいう。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を削り、第 7 条を第 4 条とする。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第29号

平成18年 3 月31日

那覇市歴史博物館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市歴史博物館条例の施行期日を定める規則

那覇市歴史博物館条例（平成18年那覇市条例第 5 号）の施行期日は、平成18年 7 月 8 日とする。

那覇市規則第30号

平成18年 3 月31日

那覇市振興特別プロジェクト検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市振興特別プロジェクト検討委員会規則を廃止する規則

那覇市振興特別プロジェクト検討委員会規則（平成10年那覇市規則第16号）は、
廃止する。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第31号

平成18年3月31日

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則を廃止する規則

那覇市精神障害者ホームヘルパー派遣手数料条例施行規則（平成12年那覇市規則第42号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市規則第32号

平成18年 3 月31日

那覇市基幹在宅介護支援センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市基幹在宅介護支援センター条例施行規則を廃止する規則

那覇市基幹在宅介護支援センター条例施行規則（平成12年那覇市規則第63号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 2 号

平成18年 3 月31日

那覇市人事評価規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市人事評価規程

那覇市人事評価規程（平成15年那覇市訓令第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づき、職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 人事評価は、職員の日常の勤務状況を適正に記録し、及び評価することで、職員の育成及び人事行政に関する基礎資料を作成することを目的とする。

（基本原則）

第3条 人事評価は、職員の職務の種類並びに複雑、困難及び責任の度に応じて、当該職員の勤務実績及び職務遂行能力を公正かつ的確に記録し、及び評価するものでなければならない。

（種類等）

第4条 人事評価の種類は、定期評価、条件付採用期間評価及び特別評価とする。

2 人事評価の評価基準日及び評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期評価 評価基準日は毎年1月1日とし、評価期間は当該日の属する年度1年間とする。
- (2) 条件付採用期間評価 評価基準日は条件付採用開始の日から5月を経過する日とし、評価期間は条件付採用開始の日から5月とする。
- (3) 特別評価 評価基準日及び評価期間は、市長が定める。

（被評価者及び評価者）

第5条 人事評価の評価者は、第一次評価者及び第二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
主事級及び主任級	主査級	課長級
主査級	課長級	副部長級
課長級	副部長級	部長級
副部長級	部長級	助役
部長級	助役	市長

（評価者の責務）

第6条 評価者は、常に被評価者を観察し、その能力及び意欲を向上させるよう指導及び育成しなければならない。

2 第一次評価者は、前項の規定による観察、指導及び育成の結果を随時に記録しなければならない。

（人事評価推進協議会）

第7条 人事評価に関し必要な事項を協議するため、人事評価推進協議会を置く。

（開示）

第8条 人事評価の結果は、市長が人事管理上の支障がないと認めた範囲において、被評価者の申出に基づき開示することができる。

（苦情相談）

第9条 職員の人事評価に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、苦情相談を受ける職員を総務部人事課に置く。

2 被評価者は、苦情相談をしたことをもって不利益な取扱いを受けない。

（活用）

第10条 人事評価は、職員の育成、研修又は配置換えに関する人事行政の基礎資料として活用する。

（細目）

第11条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市訓令第3号

平成18年3月31日

那覇市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第 1 条 那覇市職員被服貸与規程 (1964年那覇市訓令第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「こども課」を「こどもみらい課、子育て応援課」に改め、「環境センター」を削り、同表 4 の項中

「 を

作業服 (A)	1	2	文化振興課
作業服 (B)	1	2	環境センター
作業靴 (B)	1	2	
雨衣	1	2	
安全帽	1	3	
作業服 (D)	1	2	

」

「 に改め、

作業服 (A)	1	2	文化振興課
---------	---	---	-------

」

同表 5 の項中「都市再開発課」を「市街地整備課」に改め、「真嘉比古島区画整理事務所、小禄南区画整理事務所」を削り、同表 6 の項中「環境保全課、真嘉比古島区画整理事務所及び小禄南区画整理事務所」を「及び環境保全課」に改め、同表 7 の項中「環境センター」を削り、

「 を

雨衣	1	2	環境センター、管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
安全帽	1	3	環境センター

」

「 に改め、

雨衣	1	2	管理企画室、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
----	---	---	----------------------------------

」

同表 8 の項中「環境保全課及び環境センター」を「及び環境保全課」に、

「 を

1	1	クリーン推進課
1	2	環境センター

」

「 に改め、

1	1	クリーン推進課
---	---	---------

」

同表12の項中「こども課」を「こどもみらい課」に改め、同表13の項中「こども課」を「こどもみらい課及び子育て応援課」に改め、同表14の項及び15の項中「こども課」を「こどもみらい課」に改め、同表16の項中「こども課」を「子育て応援課」に改める。

（那覇市公害対策協議会規程の一部改正）

第2条 那覇市公害対策協議会規程（1972年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、環境センター所長」を削る。

（那覇市職員研修規程の一部改正）

第3条 那覇市職員研修規程（昭和61年那覇市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号、第9条、第11条、第12条第1項及び第13条中「職員研修所」を「人事課」に改める。

（那覇市地域振興基金運用検討委員会規程の一部改正）

第4条 那覇市地域振興基金運用検討委員会規程（平成3年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、環境センター所長」を削る。

（那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正）

第5条 那覇市環境基本計画策定委員会規程（平成9年那覇市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、環境センター所長」を削る。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市訓令第4号

平成18年3月31日

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3 市民平和交流室の項中

「		を	
返還協定に基づく放棄請求権の補償関係事業に関すること。		部長	
」			
「		に改め、	
返還協定に基づく放棄請求権の補償関係事業に関すること。		部長	
女性センターの使用許可及びその取消しに関すること。		課長	
」			

同項を同表平和交流・男女参画室の項とし、同表男女共同参画室の項を削り、
同表市民課の項中

「		を	
人口動態調査に関すること。		課長	
児童手当の認定及び支給に関すること。		課長	
」			
「		に改め、	
人口動態調査に関すること。		課長	
」			

同表国民健康保険課の項中

「 を

滞納処分による差押え（参加差押えを含む。）に関する こと。	部長。ただ し、解除に ついては 課長。
----------------------------------	-------------------------------

」

「 に改め、

滞納処分による差押え（参加差押えを含 む。）に関すること。	100万円以上	部長
	10万円以上	副部長
	100万円未満	
	10万円未満 解除	課長

」

同表歴史資料室の項中

「 を

歴史資料の収集及び公開に関すること。	課長
--------------------	----

」

「 に改め、

歴史資料の編集、普及事業等に関すること。	課長
那覇市歴史博物館に関すること（指定文化財に関する ことに限る。）。	部長
那覇市歴史博物館に関すること（指定文化財に関する ことを除く。）。	課長
史料文書の収集及び管理に関すること。	課長

」

同項を同表歴史博物館の項とし、同表クリーン推進課の項中

「 を

ごみステーションの改善指導及び不法投棄防止に 関すること。	主査 技査
----------------------------------	----------

」

「 に改め、

ごみステーションの改善指導及び不法投棄防止に 関すること。	主査 技査
一般廃棄物の処理に關すること。	課長
ごみの資源化の実施に關すること。	課長

」

同表環境センターの項を削り、同表健康推進課の項中

「 を

健康づくりに關すること。	課長
精神保健及び精神障害者福祉に關する法律に關する こと。	課長

」

「 に改め、

健康づくりに關すること。	課長
--------------	----

」

同表障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課	重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に 關すること。	課長
	心身障害者扶養共済制度に關すること。	課長
	障害者福祉センターの管理運営に關すること。	課長
	精神障害者福祉に關すること。	課長
	発達障害者支援法に關すること。	課長

別表こども課の項を次のように改める。

こどもみらい課	保育料の決定に関すること。		課長
	軽易で定例的な保育事務に関すること。		主査 技査
子育て応援課	療育センターの管理運営に関すること。		課長
	心身障害児早期療育事業に関すること。		課長
	母子及び寡婦福祉資金貸付けに関すること。		課長
	児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。		課長
	乳幼児並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。		課長
	母子福祉センターの管理に関すること。		課長
	軽易で定例的な児童館事務に関すること。		主査 技査
	母子家庭等自立支援に関すること。	重要	部長
		軽易	課長

別表都市再開発課の項中「土地区画整理事業」を「市街地再開発事業」に改め、同項を同表市街地整備課の項とし、同表中区画整理課、真嘉比古島区画整理事務所及び小緑南区画整理事務所の項を区画整理課の項とする。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市訓令第5号

平成18年3月31日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 号及び第10号を削り、同表第11号中「こども課」を「こどもみらい課」に、「石嶺保育所、城北保育所、宇栄原保育所、小禄保育所及び若狭浦保育所」を「那覇市石嶺保育所、那覇市城北保育所、那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市与儀保育所」に改め、同号を同表第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

10	こどもみらい課に勤務する職員のうち給食センターに勤務する主任調理員及び調理員	(1) 日曜日 (2) 4 週につき所属長が指定する 2 の土曜日 (3) 4 週につき所属長が指定する日（土曜日を除く。）	月曜日から金曜日まで 7 時15分から16時まで (12時15分から13時までは、休憩時間とする。)
----	--	--	--

別表第12号中「こども課」を「子育て応援課」に改め、同号を同表第11号とし、同表第13号を削る。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市訓令第 6 号

平成18年 3 月31 日

那覇市広報広聴規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市広報広聴規程を廃止する訓令

那覇市広報広聴規程（昭和60年那覇市訓令第 3 号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 7 号

那覇市教育委員会教育長訓令第3号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 2 号

平 成 1 8 年 3 月 3 1 日

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程（平成15年那覇市訓令第16号、教育委員会教育長訓令第4号、病院管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「男女共同参画室」を「平和交流・男女参画室」に、「健康福祉部長」を「健康福祉部長 こどもみらい局長」に改める。

第6条第3項中「総務部副部長」を「市長公室長」に、「男女共同参画室長」を「平和交流・男女参画室長」に、「こども課」を「こどもみらい課 子育て応援課」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 8 号

那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 8 号

那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 4 号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 3 号

那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 4 号

平 成 1 8 年 3 月 3 1 日

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 大 田 和 人

那覇市上下水道事業管理者 高 嶺 晃

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程（平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「市民平和交流室長、男女共同参画室長」を「平和交流・男女参画室長」に、「こども課長」を「こどもみらい課長、子育て応援課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第142号
平成18年3月31日

那覇市首里金城村屋の指定管理者の指定について

那覇市首里金城村屋の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成18年2月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市首里金城村屋
所在地 那覇市首里金城町2丁目7番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 首里金城町自治会
所在地 那覇市首里金城町3丁目21番地3
代表者 首里金城町自治会会長 堀川恭宏
- 3 指定期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

那覇市告示第143号
平成18年3月31日

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成18年2月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市波の上ビーチ広場
所在地 那覇市若狭1丁目25番
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社団法人 那覇市観光協会
所在地 那覇市牧志2丁目1番4号
代表者 会長 米 村 幸 政

3 指定期間 平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 2 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 久 高 将 光

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令

那覇市議会図書室規程（昭和49年那覇市議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「本市議会関係者及び本市職員」を「本市職員その他一般」に改める。

第11条第 3 号中「図書表紙所定の箇所に図書箋」を「図書背表紙所定の箇所に分類番号」に改め、同条第 4 号中「図書箋には分類番号及び図書原簿の登録番号を、」を削る。

第12条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第13条 この規程に定めるもののほか、図書室の管理運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 4 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める

那 覇 市 消 防 本 部
消防長 大 田 和 人

那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市消防本部文書取扱規程（平成10年消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第53条中「歴史資料室長」を「歴史博物館長」に改め、「歴史資料室」を「歴史博物館」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第1号

平成18年3月31日

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成15年那覇市病院管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（初診時特定療養費を徴収しない者）

第3条 条例別表第1に規定する管理者が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 特定の疾患又は障害により公費負担医療制度の受給対象となっている者
- (2) 生活保護法による医療扶助の受給対象となっている者
- (3) 救急車搬送により緊急な診療を必要とする者
- (4) 午後10時から午前6時までの間に急病センターを受診する者
- (5) 急病センターを受診する6歳未満の乳幼児
- (6) その他紹介状を持参しないことに緊急やむを得ない事情があると管理者が認める者

別表第1を次のように改める。

別表第1（使用料）

種類		単位	金額		
健康診断料	一般健康診断	1回につき	3,000円	検査項目等を増減する場合は、条例第2条第2項に規定する点数表等（以下「点数表等」という。）により算定した額を勘案して管理者が別に定める額	
	乳児1ヶ月検診	1回につき	3,000円		
	その他乳幼児検診	1回につき	1,500円		
	妊婦検診	1回につき	2,000円		
	その他の健康診断	1回につき	点数表等により算定した額を勘案して管理者が別に定める額。ただし、契約による場合は契約で定める額		
人間ドック料	日帰り	1回につき	26,250円	検査項目等を増減する場合は、点数表等により算定した額を勘案して管理者が別に定める額。ただし、契約による場合は契約で定める額	
	日帰り・脳ドック併用	1回につき	47,250円		
	脳ドック	1回につき	34,000円		
予防接種料	DPTワクチン		1回につき	5,300円	契約による場合は契約で定める額
	DTワクチン		1回につき	5,300円	
	MRワクチン		1回につき	8,500円	
	日本脳炎ワクチン		1回につき	5,100円	
	BCGワクチン		1回につき	4,100円	
	麻疹ワクチン		1回につき	5,300円	
	風しんワクチン		1回につき	5,300円	
	水痘ワクチン		1回につき	6,900円	
	おたふくかぜワクチン		1回につき	5,300円	
	インフルエンザワクチン	市民	1回につき	3,300円	
		市民外	1回につき	4,000円	
	ザワクチン			小児2,000円	
				小児2,500円	
	B型肝炎ワクチン		1回につき	5,500円	
破傷風ワクチン		1回につき	3,100円		
ツ反（判定含む）		1回につき	700円		
外来透析受診者食事料		1食につき	500円		
医師面談料	30分以内	1回につき	3,150円		
	30分を超え60分以内	1回につき	5,250円		
インプラント治療料	検査料		1回につき	点数表等により算定した額	
	診断料		1回につき	点数表等により算定した額	
	埋入手術料	一次	1歯につき	70,000円	その他の場合は、実費相当額及び技工に要した費用等を勘案して管理者が別に定める額
		二次	1歯につき	30,000円	
	補綴料	全部鋳造冠（金パラ）	1歯につき	20,000円	
		全部鋳造冠（ゴールド）	1歯につき	40,000円	
		前装鋳造冠	1歯につき	40,000円	
		陶歯前装冠	1歯につき	70,000円	

関連手術料	PMP	1歯につき	10,000円	その他の手術で点数表等に定めのある場合は、点数表等により算定した額
	GBR	1歯につき	20,000円	
	ソケットリフト	1歯につき	20,000円	
	骨延長、拡張術	1歯につき	70,000円	
	サイナスリフト	1歯につき	100,000円	
	手術に伴う使用材料料		実費相当額	
	経過観察料		1回につき	点数表等により算定した額
避妊リング挿入技術料		1回につき	15,750円	
避妊リング除去技術料		1回につき	5,250円	
人工授精料		1回につき	6,300円	
胎盤処理料		1件につき	実費相当額	
フィルム複製料		1枚につき	実費相当額	
診察券の再発行料金		1枚につき	210円	
洗濯機料金		1回につき	100円	
乾燥機料金		1回につき	100円	
病衣料金		1日につき	70円	
ガスこんろ料金		1回につき	10円	

付 則

（施行期日）

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（那覇市立病院医師宿舎管理規程の一部改正）
- 那覇市立病院医師宿舎管理規程（平成15年那覇市病院管理規程第13号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。
（宿舎料金）
第7条 宿舎の料金は、月額6,000円とする。
（那覇市立病院看護師宿舎管理規程の一部改正）
- 那覇市立病院看護師宿舎管理規程（平成15年那覇市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。
（宿舎料金）
第7条 宿舎の料金は、月額5,000円とする。